

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月29日
【事業年度】	第9期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）
【会社名】	株式会社デジタルメディアプロフェッショナル
【英訳名】	Digital Media Professionals Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 山本 達夫
【本店の所在の場所】	東京都武蔵野市中町一丁目15番5号 三鷹高木ビル7階
【電話番号】	0422-60-3480（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長兼CFO 古川 聖
【最寄りの連絡場所】	東京都武蔵野市中町一丁目15番5号 三鷹高木ビル7階
【電話番号】	0422-60-3480（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長兼CFO 古川 聖
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次 決算年月	第5期 平成19年3月	第6期 平成20年3月	第7期 平成21年3月	第8期 平成22年3月	第9期 平成23年3月
売上高 (千円)	105,483	275,804	728,663	892,645	1,013,995
経常利益又は経常損失 () (千円)	296,151	336,689	136,966	188,606	314,495
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	297,101	337,639	134,989	187,140	491,980
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	100,000	350,000	350,000	350,000	350,000
発行済株式総数					
普通株式 (株)	3,000	3,000	3,000	3,000	1,972,200
A種優先株式 (株)	2,500	2,500	2,500	2,500	-
B種優先株式 (株)	4,784	4,784	4,784	4,784	-
C種優先株式 (株)	6,740	6,740	6,740	6,740	-
D種優先株式 (株)	-	2,500	2,500	2,500	-
純資産額 (千円)	556,850	719,211	854,200	1,041,341	1,533,321
総資産額 (千円)	577,092	752,980	1,021,371	1,141,430	1,659,235
1株当たり純資産額 (円)	722,323.17	881,796.21	883,726.40	868,272.97	777.47
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額 (円)	137,627.09	159,473.04	1,930.19	15,453.43	250.26
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	96.5	95.5	83.6	91.2	92.4
自己資本利益率 (%)	-	-	17.2	19.7	38.2
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	-	-	178,809	380,899	151,830
投資活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	-	-	9,002	684,911	89,238
財務活動によるキャッシュ ・フロー (千円)	-	-	-	-	-
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	-	-	389,105	85,093	326,161
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	15 (1)	14 (1)	23 (1)	23 (2)	22 (1)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 当社は、第6期までは研究開発投資が先行したことから経常損失、当期純損失を計上していましたが、第7期にL S I製品の販売とライセンス供与が開始されたことにより、第7期以降は経常利益、当期純利益を計上しております。
4. 第8期までの1株当たり情報については優先株式を発行していたため優先配当額等を控除して算定しており、第8期の1株当たり当期純利益金額を除き計算結果はマイナスとなっております。
- なお、当社は平成22年7月26日に各種株主から優先株式(取得請求権付株式)の全部について取得請求権の行使を受けたことにより、会社法の規定に基づき当該株式を自己株式として取得しました。その対価として普通株式を交付しており、第9期より1株当たり情報の算定において優先配当額等の控除はありません。
5. 第5期から第7期までは潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、新株予約権の残高はありますが、当社の株式は非上場のため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。また、第8期及び第9期については新株予約権の残高はありますが、当社の株式は非上場のため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
6. 第5期及び第6期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
7. 株価収益率については、当社株式は非上場のため、記載しておりません。
8. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
9. 当社は第7期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第5期及び第6期のキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については記載しておりません。
10. 第7期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第5期及び第6期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
11. 当社は、平成22年8月26日付で1株につき100株の株式分割を行っております。

2【沿革】

年月	事項
平成14年7月	3Dグラフィックス(注1)市場参入を目指し、東京都武蔵野市中町に株式会社デジタルメディアプロフェッショナルを設立(資本金30,000千円)
平成18年7月	組み込み機器(注2)向けグラフィックスIPコア(注3)「PICA200」(注4)を販売開始
平成20年4月	LSI製品(注5)「NV7」(注6)を販売開始
平成23年6月	東京証券取引所マザーズに株式を上場

(注)1. 「3Dグラフィックス」とは、3次元空間上の形状情報から、それらを平面上に投射することで生成される画像で、これらの一連の技術のことを指します。

2. 「組み込み機器」とは、特定の機能を実現するために家電製品や機械等に組み込まれるコンピュータシステムを指します。

3. 「IPコア」とは、LSIを構成するための部分的な回路情報のうち、特に単一機能でまとめられた物を指します。「IPコア」は、Intellectual Property Coreの略称です。

4. 「PICA200」とは、国際標準規格に準拠したうえで、当社独自の拡張機能「MAESTRO」を搭載する事が可能なグラフィックスIPコアの商標です。

5. 「LSI」とは、シリコンウェハ(半導体製品の製造に使用される導体と絶縁体の中間の性質を持つ物質)で形成される大規模集積回路を意味しております。「LSI」は、Large Scale Integrationの略称であり「半導体」とも呼ばれています。

6. 「NV7」とは、グラフィックスIPコア「PICA200」を搭載したLSI製品の名称です。

3【事業の内容】

当社は、精細な画像を描写するために必要なハードウェアIPおよびソフトウェアIP（以下、合わせてグラフィックスIPコアという）を開発して、主にゲーム機器、パチンコ機およびパチスロ機（以下、パチンコ機およびパチスロ機を合わせてアミューズメント機器という）、モバイル通信機器、自動車、家電製品等に組み込まれる半導体向けのグラフィックスIPコアを、当社の顧客である半導体メーカーや半導体が組み込まれた最終製品メーカー（ゲーム機器メーカー、モバイル通信機器メーカー等）に提供することを事業の中核としております。

当社のグラフィックスIPコアは、グラフィックスIPコアの国際標準規格（注1）に準拠したIPコアに当社独自の機能拡張技術である「MAESTRO」（注2）を組み合わせることで、少ない消費電力下においても精細な画像を描写できることが特徴です。

（注）1. Khronos Group（100以上の企業で構成される国際標準化団体）が策定するグラフィックスIPコアの国際標準規格を指しております。

2. 「MAESTRO」とは、標準のグラフィックスIPコアに実装することによって、より写実的なグラフィックス描画（主な機能として、ライティング機能や影付け機能等）を低消費電力、高品質、かつ高速に実現する当社独自のグラフィックス技術の商標です。

当社が開発した主なグラフィックスIPコアは以下のとおりです。

製品名	特徴
PICA200シリーズ	基本機能としては業界標準のOpenGL ES（注3）に準拠し、さらに差別化機能として「MAESTRO」を搭載することが可能な3DグラフィックスIPコアであります。
SMAPH-F	業界標準のOpenVG（注4）に準拠し、さらに差別化機能として「MAESTRO」を搭載することが可能な2DグラフィックスIPコアであります。

3. 「OpenGL ES」とは、Khronos Groupが策定した組み込み機器向けの3DグラフィックスのためのAPI（ ）です。「OpenGL ES」は、OpenGL for Embedded Systemsの略称です。

「API」とは、OpenGL ES等の機能をプログラムから呼び出すために使用するものです。

「API」は、Application Program Interfaceの略称です。

4. 「OpenVG」とは、Khronos Groupが策定した国際標準規格の2DグラフィックスのためのAPIです。画像を点の座標とそれを結ぶ線や面のデータ等で描画情報の集合として表現する技術を指します。「OpenVG」は、Open Vector Graphicsの略称です。

当社は、ハードウェアIP（論理設計データ等）やソフトウェアIP（主にハードウェアを制御するドライバーやコンテンツ制作を支援するツール類）を開発し、半導体メーカーや半導体が組み込まれた最終製品メーカーに向けてライセンス（使用許諾）を供与するIPコアライセンス事業、および特定分野向けに自ら当該グラフィックスIPコアを搭載した半導体（LSI製品）を開発し製造・販売するLSI製品事業、ならびにライセンス供与に伴う受託開発とセミナー等のその他の事業を展開しております。

当社は、単一セグメントであるため、事業別に記載しております。

（1）IPコアライセンス事業

IPコアライセンス事業は、当社が開発しているグラフィックスIPコアを顧客に提供したうえでライセンス収入等を顧客から得るライセンス供与と、これらに付帯する技術サポートに区分されます。なお、当社は顧客に対してライセンスを供与しますが、顧客が第三者であるソフトウェア開発メーカーに対し当該ライセンスをサブライセンス（再許諾）する権利を、当社から顧客に与える場合もあります。

ライセンス供与

当社が開発したグラフィックスIPコアを顧客にライセンスして得られる収入は、その種類によって（a）ライセンス収入、（b）ランニングロイヤリティ収入として区分しております。

（a）ライセンス収入

顧客が家電製品等の開発を進める過程で、当社がIPコアライセンスのライセンスを与えたことによる対価として一時金として得られる収入です。

顧客は、ライセンスされた当社グラフィックスIPコアをベースに、製品の企画開発、生産を行い、その性質上、当社が受領するライセンス収入は顧客の製品開発の初期段階で発生します。

(b) ランニングロイヤリティ収入

顧客がグラフィックスIPコアを組み込んだ製品を販売する際に、製品出荷個数に応じて当社が顧客から収受する対価です。ランニングロイヤリティ収入は顧客製品の生産開始から生産終了まで数年間にわたり継続的に発生しますが、通常はこの間に当社のコストが発生することはありません。

技術サポート

当社が、グラフィックスIPコアをライセンスした顧客に対して、技術サポートを行って対価を得るものです。ライセンス後、一定期間に限って提供する初期技術サポートや、年単位で保守工数を提供する年間技術サポートなどがあります。

(2) LSI製品事業

当社のグラフィックスIPコアが組み込まれたLSI製品「NV7」を、大手国内半導体メーカーに製造を委託したうえで、当社が半導体商社に向けて販売しております。当該LSI製品は主にアミューズメント機器等に組み込まれるものです。

なお、当社のIPコアライセンス事業の顧客が製造販売する最終製品と、当該LSI製品が組み込まれた最終製品との競争を回避するため、LSI製品の販売先はアミューズメント機器市場を対象としております。

(3) その他の事業

その他の事業は、ライセンス供与に伴う受託開発、セミナー等に区分しております。

ライセンス供与に伴う受託開発

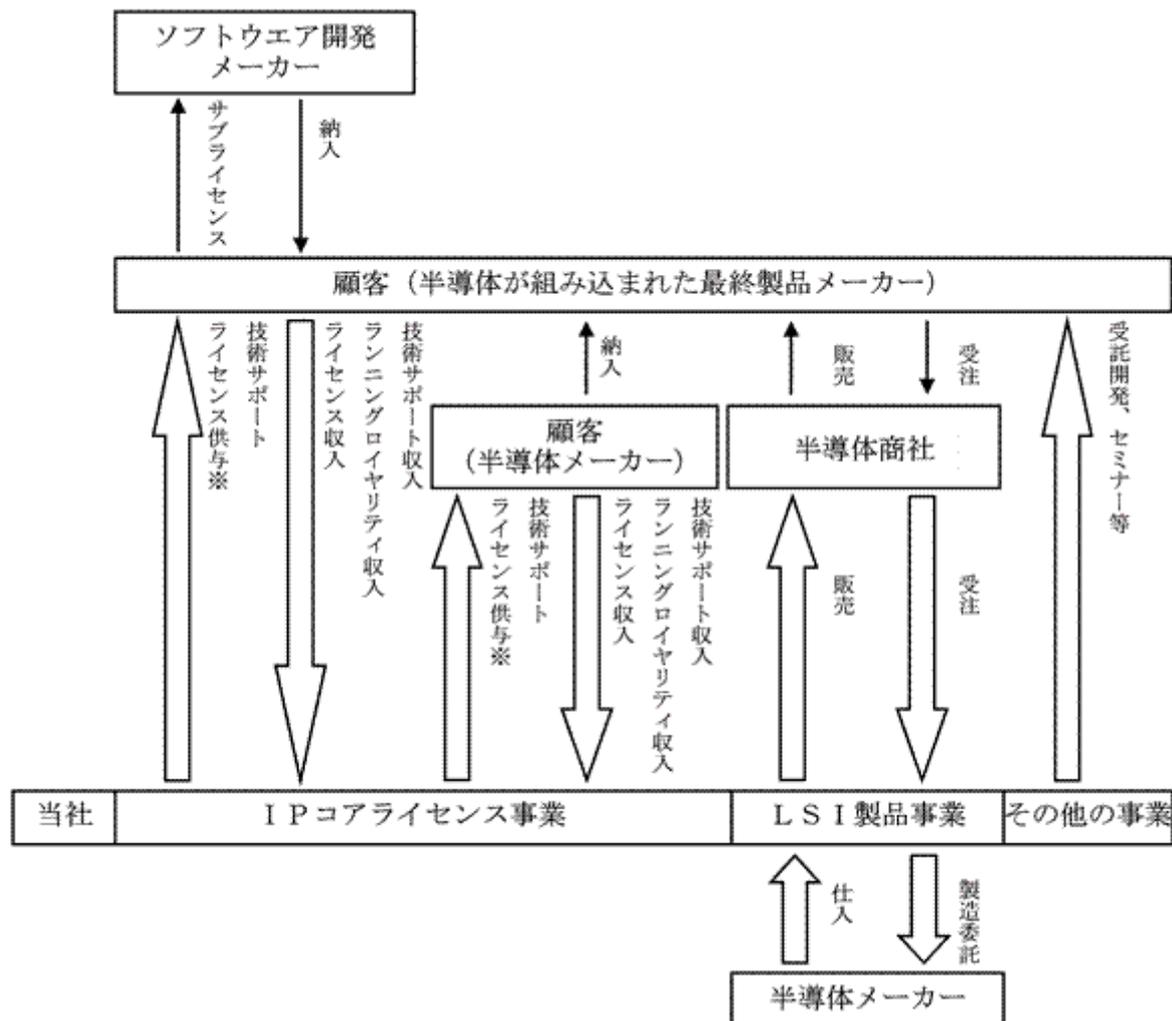
顧客の求めに応じて、当社が開発したグラフィックスIPコアを顧客製品の仕様に合わせてカスタマイズしております。

ライセンス供与に伴う受託開発では、当社が開発に要した工数にほぼ比例した収入が得られますが、通常の受託開発とは異なり、受託開発により当社グラフィックスIPコアの付加価値が向上し、より高収益なライセンスビジネスに繋げることができるため、当社としては受託開発を戦略的事業として位置付けております。

セミナー等

当社では、Khronos Group(前記注1参照)の公認を受け、プログラミング実習コースを開講するとともに、Android仕様のE-ラーニング教材「Android3Dグラフィックス・ラーニングキット」を販売しております。売上規模は少額であります。当社の宣伝効果、さらにはセミナー等を通じ、顧客を獲得することが期待できる事業であります。

[事業系統図]



IPコアライセンス事業のライセンス供与は、当社が顧客（半導体が組み込まれた最終製品メーカー）にソフトウェアIPを供与すると同時に、顧客（半導体メーカー）にハードウェアIPを供与する場合があります。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
22(1)	38歳7ヵ月	3年9ヵ月	8,749

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、アルバイトを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 従業員数に使用人兼務役員は含んでおりません。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。なお、使用人兼務役員の使用人としての給与部分を除いて計算しております。
4. 当社の事業は、グラフィックスIPコア等の開発・製造・販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、セグメントに係る記載は、該当がありません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当事業年度におけるわが国経済は、新興国経済の拡大を背景とした輸出の増加や各種政策の効果により、概ね回復基調で推移しました。しかしながら、雇用情勢や所得環境等においては依然として厳しい状況が続いており、資源高・円高による景気下振れ懸念や、年度末に発生した東日本大震災が国内外の経済に深刻な影響を与えるなど、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社の属する半導体業界全般は、クラウド・コンピューティングをはじめとする世界的な情報投資の拡大や、米欧から日本を含むアジアに急速に需要が広がるスマートフォンなどが主要半導体企業の収益を改善する要因となっています。しかしながら、大震災で被災を受けた東北地方の半導体および関連素材工場からの製品出荷が停止するなど、成長が制約される要因も生じております。

このような経営環境下で、当社は、IPコアライセンス事業において引き続き最新標準規格および当社独自技術の二軸をベースとした最適なグラフィックスIPソリューションの開発と、持続的な成長基盤を固めるためにライセンス新規受注獲得に注力いたしました。当分野ではスマートフォンの普及で定着した先端グラフィックス技術による快適なディスプレイ操作環境が、デジタルテレビ、カメラ、自動車、タブレットコンピューター、プリンターといった他のデジタル電子機器へも採用され、急速な広がりを見せています。これにより、関連する顧客から当社グラフィックス技術への引き合いが増加しています。またこれら機器へ搭載される顧客半導体の開発においては、開発期間およびコスト短縮の目的で外部からの最新のグラフィックスIPを導入する機運が高まり、この傾向は今後も続くと考えられます。

これらの成長分野に向けて、当社は最新のOpenGL ESやOpenVG標準規格に準拠した幅広いデジタル電子機器向けのグラフィックスIPの開発と販売を積極的に進めてまいりました。また既存顧客の製品量産立ち上げに伴うサポートに注力したほか、国内および海外の半導体メーカーやIPベンダー等との提携による共同プラットフォーム開発や販売にも力を入れてまいりました。

以上の結果、売上高1,013百万円（前年同期比13.6%増）、営業利益315百万円（同68.4%増）、経常利益314百万円（同66.7%増）、当期純利益491百万円（同162.9%増）となりました。

当社は単一セグメントであります。事業の傾向を示すために事業別業績を記載します。

IPコアライセンス事業

ライセンス供与は、前事業年度に発売したグラフィックス最新規格に準拠した「SMAPH-S」（3DグラフィックスIPコア）を半導体メーカーおよび家電メーカーにライセンスしたほか、11月にはハイブリッドグラフィックスIPコア「SMAPH-H」（3D/2DグラフィックスIPコア）を発売し、モバイル・コンシューマー（注）製品顧客向けにライセンスしました。また、従来からの主力製品「PICA200Lite」（3DグラフィックスIPコア）および「SMAPH-F」（2DグラフィックスIPコア）を半導体メーカーにライセンスしたほか、複数の既存顧客から前事業年度以前にライセンスしたグラフィックスIPコアに関連する追加ライセンス収入を得ています。

また、ロイヤリティ収入については、半導体メーカーの製品に搭載された「PICA200」が順調にランニングロイヤリティ収入を計上いたしました。これによりIPコアライセンス事業は、911百万円（前年同期比42.6%増）の売上高となりました。

LSI製品事業

LSI製品事業は、LSI製品「NV7」が搭載されたパチンコ機器2機種がホールへ量産出荷されましたが、アミューズメント機器のリユースの流れが本格化したことから、売上高は68百万円（前年同期比64.9%減）となりました。

その他の事業

その他の事業は、モバイル・コンシューマー製品向けライセンス供与に伴う受託開発およびセミナー等により33百万円（前年同期比41.9%減）の売上高となりました。

（注）「モバイル・コンシューマー」とは、携帯性のある一般消費者向け製品で、主にモバイル通信機器やゲーム機などの市場を指します。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは151百万円の収入（前年同期は380百万円の収入）となりました。主な増加要因は、税引前当期純利益309百万円と未払金の増加額52百万円であり、主な減少要因は、売上債権の増加額242百万円であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは89百万円の収入（前年同期は684百万円の支出）となりました。増加要因は、定期預金の払戻による収入1,000百万円であり、主な減少要因は、定期預金の預入による支出900百万円によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローはありません。

この結果、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べ241百万円増加し326百万円となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当事業年度の仕入実績を事業部門別に示すと次のとおりであります。

事業部門の名称	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	
	仕入実績(千円)	前年同期比(%)
L S I 製品事業	52,139	33.7
合計	52,139	33.7

(注) 1. 金額は仕入価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当事業年度の受注状況を事業部門別に示すと次のとおりであります。

事業部門の名称	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)			
	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
L S I 製品事業	1,273	0.5	-	-
その他の事業	26,045	70.6	-	-
合計	27,319	9.2	-	-

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. I P コアライセンス事業では、受注という概念が馴染まないため記載しておりません。

(3) 販売実績

当事業年度の販売実績を事業部門別に示すと次のとおりであります。

事業部門の名称	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
	販売実績(千円)	前年同期比(%)
IPコアライセンス事業	911,576	142.6
LSI製品事業	68,773	35.1
その他の事業	33,645	58.1
合計	1,013,995	113.6

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
シャープ株式会社	27,000	3.0	596,890	58.9
任天堂株式会社	658,600	73.8	250,000	24.7
株式会社ブルーム・テクノ (平成22年11月1日付で株式会社ニフコ アドヴァンストテクノロジーから社名 変更)	195,736	21.9	68,400	6.7

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 当事業年度のシャープ株式会社の販売実績の増加は、ランニングロイヤリティ収入の増加によるものであります。

4. 当事業年度の任天堂株式会社の販売実績の減少は、ライセンス収入の減少によるものであります。

3【対処すべき課題】

当社は、革新的でグローバルな会社として企業価値の向上に努めてまいります。今後は成長性が高くアジア圏内に主要顧客が集中している組み込み市場へ注力し、市場分野ごとにIPコアライセンス及びLSI製品の二軸を積極的に顧客に提案することで、継続的な事業の拡大を目指してまいります。

その実現のために、以下の課題に取り組んでまいります。

(1) 市場分野の拡大

当社は段階的かつ戦略的に事業の拡大を目指しております。これまでは、第一段階としてアミューズメント市場でのLSI製品販売による実績確立を経て、第二段階としてモバイル・コンシューマー機器、自動車、産業機器といった分野における顧客へのIPコアライセンス供与を実現してきました。今後はこれらの実績をベースに各分野でのアプリケーション技術を蓄積し、さらなる顧客層の拡大を図ってまいります。

(2) 事業領域の拡大

当社は、設立以来グラフィックス分野に特化して事業展開してまいりました。今後は、グラフィックス周辺技術の自社開発を検討し、グラフィックス以外のIPコアを有する企業とのアライアンスも模索・検討してまいります。これにより自社グラフィックス技術を差別化の軸としながら、より付加価値の高い製品の提供を目指してまいります。

(3) 販売・サポート体制及び海外市場への進出

当社は、IPコアライセンス事業では限られた国内の顧客をターゲットに営業活動を展開しております。またLSI製品事業ではOEM形式で供給し、営業はOEM先である株式会社ブルーム・テクノに依存しております。今後は、海外も含めた顧客層の拡大が課題となり、それを実現するための国内外のIPコアライセンス代理店契約等による拡販、及びそれをサポートする上で必要な技術サポート体制の確立、社外パートナーとの連携に積極的に取り組んでまいります。

(4) 差別化技術によるIPの優位性確保

当社がビジネスの主軸とする3Dグラフィックス市場においては、後発メーカーである当社が生き残りを図るためには競合他社製品との差別化が重要と考えております。

競合他社が製品化している標準規格ベースのIPコアに比べ、当社IPコアはこれら標準規格を実装した上で、さらに独自拡張技術である「MAESTRO」といった、研究開発の成果に基づく差別化技術を実装しております。今後も競合他社との差別化技術の開発に継続して注力し、消費電力、性能面での優位性確保と強化を図ってまいります。

(5) 少数精鋭のための人材確保

当社は、少数精鋭の従業員で業務を推進しており、その核となる従業員は、高い専門性とプロジェクトを統括する能力が求められます。これらの能力を兼ね備えた人材の確保が急務であり、人材の確保・育成を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあると思われる事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) IPコアライセンス事業における特定の他社製品への依存について

当社は、任天堂株式会社（以下、任天堂という）が販売する新携帯ゲーム機「ニンテンドー3DS」向けに半導体を供給する半導体メーカーから出荷数量に応じてグラフィックスIPコア「PICA200」のランニングロイヤリティを受領しております。なお、平成23年3月期においては、ランニングロイヤリティ収入が総売上高の過半を占めております。

また、グラフィックスIPコア「PICA200」の携帯ゲーム機向けライセンス供与は、現状では任天堂製品向けに限る方針であります。

そのため任天堂の販売戦略に変更が生じた場合等、何らかの理由により、当社の想定よりも出荷時期が遅れ、または出荷台数が減少した場合には、業績に多大な影響を及ぼす可能性があります。

(2) LSI製品事業における特定の製品販売先への依存について

当社はこれまで、株式会社ブルーム・テクノとアミューズメント機器市場向けLSI製品を共同で開発し、同製品の営業および販売は、同社を介した販売を基本としており、同製品の販売による売上確保については同社に依存しておりました。

同社との関係は良好に推移しており、今後も同社との取引の維持・拡大に努めることが重要と考えております。

しかしながら、何らかの理由により同社を通じたLSI製品の販売が困難になった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 製造を委託していることについて

当社は、製造設備を持たない会社として研究開発業務に特化した事業活動を行っておりますので、当社LSI製品事業の製品の製造に関しては大手国内半導体メーカーに委託しております。

このような状況の下、当社では、製造委託先と良好な関係を構築し、維持していくことが重要と考えております。

しかしながら、製造委託先において十分な生産枠が確保できない場合や通常想定することができない事象により製造委託先の設備に問題等が発生するなど、何らかの理由により委託先における製造に支障が生じた場合、または、委託先との製造委託契約が終了し、適切な代替委託先が確保できない場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 販売先の市場動向による経営成績への影響について

当社製品は、モバイル・コンシューマー機器、アミューズメント機器、自動車、家電製品等の市場向けであり、これら顧客の機器製品にソフトウェアおよびハードウェアとして組み込まれて使用されております。

これら市場の製品はいずれもライフサイクルが短く、技術革新のスピードも早いいため、当社の売上・利益を維持し、増大させるためには、市場の動向を見極めた上で新市場の開拓を積極的に行う必要があります。

当社としては、日頃から顧客や外部機関等からの情報を分析することにより、市場動向の変化に応じて、新規製品の開発、新市場の開拓に取り組んでおりますが、これら市場の動向に当社の予想以上の変化があり、当社の新規製品の開発または新市場の開拓が遅れた場合には、当社の売上高および利益ともに影響を受ける可能性があります。

(5) 代表者への依存について

当社の代表取締役社長兼CEOである山本達夫は、過去にエンジニアとして従事していた経験もあり、技術的にも非常に当社の製品に精通しております。また、これまでに培った広い人脈を活かして、自ら国内外への営業活動も行っており、当社の技術面・営業面での同氏への依存度は非常に高くなっております。

今後は、組織のさらなる体系化および人材育成強化等の策を講じ、同氏への依存度を低下させるべく体制の構築に努めていく所存ではありますが、当面は同氏への依存度は高いままであることが見込まれます。

このような状況下において、退任等何らかの要因により、同氏の当社における業務執行が困難となった場合、当社の業績および事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 第三者の知的財産権を侵害する可能性について

当社は提出日現在において、提供するIPコア・LSI製品の技術および制作する表現物等に関して、第三者より知的財産権を侵害する旨のクレーム、侵害訴訟等を提起する等の通知は受けておりません。

当社は、当社のIPコア技術が第三者の特許権を侵害する可能性につき調査を行っておりますが、当社が提供するIPコア・LSI製品の技術および表現物等が、特許権その他第三者の知的財産権を侵害する可能性を完全に排除することは困難であり、今後このような第三者の知的財産権を侵害する旨のクレームを受け、または侵害訴訟を提起され、当社の事業が差し止められ、または損害賠償等の金銭的な負担を強いられる等の結果となった場合、当社の業績および社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 技術の進展等について

当社の事業は、画像処理やグラフィックス処理技術に密接に関連しておりますが、これらの技術の進展は著しく、短期間で新機種が発売され、高機能化も進んでおります。

当社としては、技術開発に注力し、技術の進展に対応していく方針であります。しかしながら、当社が予想しない新技術の開発・普及により事業環境が急変し、当社が迅速または適切に対応できない場合、または、競合他社が当社を上回る技術を開発し、当社技術が陳腐化した場合には、当社の売上高または利益が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、これらの状況に迅速に対応するため、研究開発費等の費用が多額に発生した場合には、当社の経営成績および今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 自然災害及び事故等について

当社及び当社取引先の事業拠点が、地震及び台風等の自然災害、事故、火災、テロ等の被害を受けた場合、当社の事業活動に支障を生じ、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) ベンチャーキャピタルによる株式所有について

提出日現在の当社の発行済株式総数2,272,200株のうち、ベンチャーキャピタルおよびベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合が所有している株式数は1,224,300株で、その所有割合は53.9%であります。

一般的に、ベンチャーキャピタルおよび投資事業組合による株式の所有目的は、株式上場後に株式を売却してキャピタルゲインを得ることにあるため、当社株主であるこれらのベンチャーキャピタルおよび投資事業組合についても、当社株式上場後に所有する株式の全部または一部を売却する可能性があり、かかる場合には当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 新株予約権について

当社では、株主価値の向上を意識した経営の推進を図るとともに、役員および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めること並びに社外協力者の更なる当社への貢献を目的として、役員および従業員並びに社外協力者に対して新株予約権を付与しております。提出日現在、新株予約権による潜在株式総数は469,400株であり、発行済株式総数2,272,200株の20.7%にあたります。発行された新株予約権の行使により発行された新株は、将来的に当社の株式上場後の当社株式価値の希薄化や株式売上の需給への影響をもたらす、当社株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 小規模組織であることについて

当社は、平成14年7月に株式会社として設立されましたが、社歴が浅く、また、提出日現在、取締役5名、監査役3名、従業員23名と事業規模が小規模であることから、人員体制の未整備、少人数の役職員への依存等、小規模組織特有の課題があると認識しております。

今後は、事業の拡大に伴い業務遂行体制の充実に努めてまいります。人的資源に限りがあるため、役職員の業務遂行上支障が生じた場合、あるいは役職員が社外流出した場合には、当社の業務に支障をきたし、業績に影響を与える可能性があります。

(12) 人材の確保・育成について

当社は、今後の事業拡大に向けて、優秀な人材の確保・育成が不可欠であると認識しております。そのため、人材に報いるための年俸制度、ストックオプション制度等も導入しておりますが、いずれも継続的な人材の確保を保障するものではなく、適格な人材を十分確保できなかった場合には、当社の事業拡大が制約を受ける可能性があります。当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 情報管理体制について

当社は研究開発をはじめとする当社の事業活動に際して情報管理が重要であると認識しており、このため、コンピューター・ウィルスの検知、ファイアウォールの構築等の外部からの侵入に対する予防策および情報へのアクセス可能な管理者の制限、当社と役員および顧客等との間における機密保持契約の締結、ランダムテンキーロックによる入退出管理等の情報流出対策を講じるとともに、ハード面での障害時により業務への支障が生じないようにデータ管理の多重化を行うなど、情報管理に関するシステムと社内体制の構築を行っております。

しかしながら、これらのシステム・体制によっても情報漏洩の可能性を完全に排除することは困難であり、今後何らかの理由により当社の技術情報等重要な情報が社外に流出した場合、当社の業績および事業運営に影響する可能性があります。

(14) 配当政策について

当社は、将来の事業展開などを総合的に勘案しつつ、株主各位に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる体質強化のための内部留保、そして経営活性化のための役員及び従業員へのインセンティブにも留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としております。

一方で当社は現在、成長段階にあると認識しており、設立以来、利益配当を行っておりません。

今後は、業績や配当性向、将来的な成長戦略などを総合的に勘案して決定していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性およびその実施時期については未定であります。内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営体制強化及び技術革新に対応するための研究開発体制強化の財源として利用していく予定であります。

(15) 資金使途について

当社が計画している公募増資による調達資金の使途については、全額を今後の研究開発費に充当する計画であります。

しかしながら、急速に変化する経営環境に柔軟に対応するために、現時点における資金使途計画以外の使途へ充当する可能性があります。

また、当初の計画に沿って資金を使用したとしても、想定どおりの投資効果を上げられない可能性もあります。

5【経営上の重要な契約等】

相手方の名称	契約の内容	契約期間
富士通エレクトロニクス株式会社	当社L S I製品の製造委託	平成19年8月21日より1年間(注1) 期間満了の3ヶ月前までにいずれからも 申し出のない限り1年間延長、以降も同様
シャープ株式会社	特定製品向けの当社グラフィックス I Pコアの使用許諾(注2)	平成19年7月25日より10年間 期間満了の1年前までにいずれからも申 し出のない限り1年間延長、以降も同様
任天堂株式会社	当社ソフトウェアI Pの使用許諾 (注3)	平成20年8月1日より同技術を採用した 任天堂製品の販売・頒布の終了または任 天堂製品向けのソフトウェアの販売・頒 布の終了のうち、いずれか遅い方まで有 効
任天堂株式会社	任天堂製品用開発環境の改良および サポートに係る業務受託	受託期間は平成21年8月1日より平成22 年7月31日まで(ただし、合意により平 成23年7月31日まで延長)
N E Cエレクトロニクス株式会社 (現ルネサス モバイル株式会 社)	モバイル・コンシューマー製品用S o C向けの当社I Pコアの使用許諾 (注2)	平成22年3月23日より3年間 期間満了の3ヶ月前までにいずれからも 申し出のない限り1年間延長、以降も同 様
富士通セミコンダクター株式会社	S o C向けの当社I Pコアの使用許 諾(注4)	平成22年7月13日より3年間 期間満了の1年前までにいずれからも申 し出のない限り1年間延長、以降も同様

- (注) 1. 当初の契約期間が満了していますが、自動延長規定の適用により現在も契約の効力は存続しております。
2. 当社はライセンス収入およびランニングロイヤリティ収入を収受することとなっております。
3. 当社はライセンス収入を収受しております。
4. 当社は今後富士通セミコンダクター株式会社の顧客からライセンス収入およびランニングロイヤリティ収入を収受する予定です。

6【研究開発活動】

1. 研究開発体制

ソフトウェア開発部およびハードウェア開発部に15名の開発技術者が在籍しており、グラフィックスIPコアに対して研究開発活動を行っています。

なお、当社は単一セグメントであるため、セグメント別の記載をしておりません。

2. グラフィックスIPコアの開発状況と開発成果

組み込み機器向けの3Dグラフィックス(OpenGL ES)および2Dグラフィックス(OpenVG)に準拠したグラフィックスIPコアの開発を進めています。

また、標準規格のグラフィックスIPコア開発に加え、当社独自の技術を実装することで、競合他社との差別化を図るための技術の開発を推進しています。

(1) 開発状況

「MAESTRO」の開発

一般的にソフトウェアで処理される3Dグラフィックスの陰影付け処理などを、ハードウェアに実装することで、より写実的な3Dグラフィックス描画を低消費電力、高品質、かつ高速に実現することができる「MAESTRO」を開発しました。この技術をもとにさらなるアルゴリズム(注1)開発、ハードウェア・ソフトウェアの開発を進めています。

IPコアを最適に動作させるための技術開発

グラフィックスシステムを構築する際、各種システムの特性に対して最適な組み込み・統合を行うことで、低消費電力でありながら大画面に対する表示対応や、パソコンで使用されるような高度なグラフィックス機能を有する描画システムを構築することが可能となります。当社ではこの最適な組み込み・統合を容易にするために、IPコアに係わる周辺ハードウェアおよび、周辺ソフトウェアの研究開発を進めています。本技術とIPコアを併せて顧客に提供することで、最大限に最適化できるソリューションを提供することが可能となります。

(2) 開発成果

3DグラフィックスIPコア「SMAPH-S(スマフ・エス)」

OpenGL ES 2.0に準拠したIPコア「SMAPH-S」を開発しました。このIPコアは、既の実績のある「PICA200」の持つ低消費電力や高性能といった特長を引き継ぎながら、近年様々な機器で採用されているプログラマブルシェーダ(注2)機能に対応しながらも消費電力や回路規模の更なる低減を実現しています。

2DグラフィックスIPコア「SMAPH-H(スマフ・エイチ)」

OpenGL ESおよびOpenVGに対応したIPコア「SMAPH-H」を開発しました。このIPコアは、既の実績のある3Dグラフィックス機能をもつPICA200 Liteと2Dグラフィックス機能をもつSMAPH-Fを最適に組み合わせることで、3Dおよび大画面表示や高品質なフォント描画に対応するアプリケーションを低消費電力で実現することができます。

(注)1. 「アルゴリズム」とは、問題を解くための効率的手順を定式化した形で表現したものを意味します。

2. 「プログラマブルシェーダ」とは、3Dグラフィックスの陰影付け処理などをソフトウェアで処理する技術です。

3. 研究開発費

当事業年度における研究開発費総額は249百万円となっております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されております。当社はこの財務諸表の作成にあたって、たな卸資産の評価、減価償却資産の耐用年数の設定、繰延税金資産の計上、偶発債務の認識等の重要な会計方針に関する見積りおよび判断を行っております。当社経営陣は、過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な要因に基づき、見積りおよび判断を行い、それらに対して継続して評価を行っております。また、実際の結果は、見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 経営成績の分析

当社は、IPコアライセンス事業において引き続き最新標準規格および当社独自技術の二軸をベースとした最適なグラフィックスIPソリューションの開発と、持続的な成長基盤を固めるためにライセンス新規受注獲得に注力し、4件の新規IPコアライセンスの契約を獲得いたしました。また、半導体メーカーの製品に搭載された「PICA200」が順調にランニングロイヤリティ収入を計上したことにより、IPコアライセンス事業の売上高は911百万円（前年同期比42.6%増）となりました。また、LSI製品事業はアミューズメント機器のリユースの流れが本格化したことから68百万円（同64.9%減）、その他の事業は33百万円（同41.9%減）となりました。売上原価はLSI製品の売上減少に伴い商品及び製品仕入高が減少し106百万円（同55.3%減）となりました。販売費及び一般管理費は役員報酬、給与手当、研究開発費が増加したことにより、592百万円（同26.9%増）となりました。

以上の結果、売上高1,013百万円（前年同期比13.6%増）、営業利益315百万円（同68.4%増）、経常利益314百万円（同66.7%増）、当期純利益491百万円（同162.9%増）となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を及ぼす要因について

当社が当面の間に見込んでいるランニングロイヤリティ収入は任天堂が販売する新携帯ゲーム機「ニンテンドー3DS」の製造台数に大きく依存しております。その結果、当該製品の販売戦略に変更が生じた場合等には、当社の業績に多大な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 経営戦略の現状と見通し

当社は、翌事業年度以降も引き続き、組み込み市場において、デジタルカメラ、自動車、メディアプレイヤー、テレビ等を製造するセットメーカーや、それらに半導体を供給する半導体メーカーへの提案を強化し、新たなライセンスを獲得することに注力してまいります。

また、次世代グラフィックスIPコアの開発を加速することで、将来にわたる当社の事業基盤強化を図ります。グラフィックスLSI販売においてはLSI供給先である株式会社ブルーム・テクノの営業をサポートし、LSI製品の増大を図るとともに、次世代グラフィックスLSI開発の計画策定を行ってまいります。研究開発やマーケティング・営業にあたっては以上を考慮した展開を行ってまいります。

(5) 財政状態に関する分析

当社は、製造設備を持たないため当社の貸借対照表は固定資産は総資産の2.9%と低く、また、金融機関等からの借入金はなく、運転資金および設備投資等の資金需要に対しては、自己資金を充当することを基本としているため、負債は総資産の7.6%と低くなる特徴があります。以上により、流動比率は1,372.2%、自己資本比率は92.4%となっております。

資産は、1,659百万円（前事業年度末比517百万円増）となりました。これは現金及び預金、売掛金の増加と収益の拡大により400百万円増加し、また当事業年度から繰延税金資産を計上することにより184百万円増加したこと等によるものであります。

負債は、125百万円（前事業年度末比25百万円増）となりました。これは未払金の増加と製品仕入れによる買掛金の減少等によるものであります。

純資産は、当期純利益491百万円を計上したことにより1,533百万円（前事業年度末比491百万円増）となりました。

この結果、当事業年度末における資産総額は1,659百万円（前事業年度末比517百万円増）となりました。

(6) キャッシュ・フローの状況に関する分析

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べ241百万円増加し326百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは151百万円の収入（前年同期は380百万円の収入）となりました。主な増加要因は、税引前当期純利益309百万円と未払金の増加額52百万円であり、主な減少要因は、売上債権の増加額242百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは89百万円の収入（前年同期は684百万円の支出）となりました。増加要因は、定期預金の払戻による収入1,000百万円であり、主な減少要因は、定期預金の預入による支出900百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローはありません。

なお、当社のキャッシュ・フロー関連指標の推移は下記のとおりであります。

	平成22年3月期	平成23年3月期
自己資本比率(%)	91.2	92.4

自己資本比率：自己資本 / 総資産

(7) 経営者の問題意識と今後の方針

IPコライセンス事業においては引き続きデジタル家電をはじめとする組み込み機器におけるグラフィックスへの旺盛な需要が続くと予想され、当社の活躍の場が拡大すると考えられます。このような成長分野に向けて最新業界標準技術への対応と独自差別化技術の開発に積極的に取り組み、グラフィックスIP製品のポートフォリオおよび各IP製品の競争力を強化してまいります。IPコライセンスの販売面ではパートナー企業との連携等を通じソリューション提供力を強化すると同時に海外市場への進出を行ってまいります。またLSI製品事業においては既存製品を活用し、パートナー企業との協業によるボードなど応用製品の育成に力を入れると同時に、新製品開発においてはより顧客に密着して、市場ニーズに対応したLSIの開発に努めてまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資につきましては、研究開発の効率化、改善を主眼に社内インフラ整備及び環境整備のために総額6,527千円の設備投資を実施しました。

なお、当事業年度において重要な設備の除却及び売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成23年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	土地 (面積㎡)	合計 (千円)	
本社 (東京都武蔵野市)	本社、事業 所	5,564	12,063	4,258	-	21,886	22 (1)

- (注) 1. 金額には消費税等を含めておりません。
2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
重要な設備の新設等の計画はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,000,000
計	7,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成23年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成23年6月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,972,200	2,272,200	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株となっております。
計	1,972,200	2,272,200	-	-

(注) 当社株式は平成23年6月23日付で、東京証券取引所マザーズに上場いたしました。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成16年3月17日臨時株主総会決議（第1回）

区分	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	514 (注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	51,400 (注2、4)	51,400 (注2、4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,500 (注3、4)	1,500 (注3、4)
新株予約権の行使期間	自平成18年3月18日 至平成26年3月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,500 資本組入額 750 (注4)	発行価格 1,500 資本組入額 750 (注4)
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式の分割等により行使価額の調整を行った場合、次の算式により調整するものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式の分割、他社と合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とする場合、次の算式により調整するものとする。行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4. 平成22年8月26日付をもって1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

本新株予約権は、当社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合、当社が発行済株式総数全てを一括で第三者（以下「譲渡予定人」という。）に売却する株式売買契約を譲渡予定人との間で締結することについて、当社の取締役会で決議した場合、または、当社が他の会社と株式交換または株式移転により完全子会社となる株式交換契約または株式移転契約について当社の株主総会で承認した場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使時において、新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することができる。但し、新株予約権者の相続が発生した場合、その相続人は行使することができる。

本新株予約権者との間で別途締結する契約で定める条件を満たすときに限り行使することができる。
第1回新株予約権の要項に定める消却事由が発生していない場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

平成16年3月17日臨時株主総会決議（第2回）

区分	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	22(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,200(注2、4)	2,200(注2、4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,500(注3、4)	1,500(注3、4)
新株予約権の行使期間	自平成18年3月18日 至平成26年3月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,500 資本組入額 750(注4)	発行価格 1,500 資本組入額 750(注4)
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式の分割等により行使価額の調整を行った場合、次の算式により調整するものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式の分割、他社と合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とする場合、次の算式により調整するものとする。行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4. 平成22年8月26日付をもって1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

本新株予約権は、当社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合、当社が発行済株式総数全てを一括で第三者（以下「譲渡予定人」という。）に売却する株式売買契約を譲渡予定人との間で締結することについて、当社の取締役会で決議した場合、または、当社が他の会社と株式交換または株式移転により完全子会社となる株式交換契約または株式移転契約について当社の株主総会で承認した場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

本新株予約権者が次の場合、行使できないものとする。

- (1) 本新株予約権者が債務について期限の利益を喪失し、または期限が到来しても弁済をすることができないとき。
- (2) 本新株予約権者が租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。
- (3) 本新株予約権者が支払の停止または手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (4) 本新株予約権者の所有物件に対して、差押もしくは競売の申請があったとき。
- (5) 本新株予約権者につき破産、民事再生手続開始、会社整理開始または会社更生手続開始その他倒産法制に規定された手続き開始の申立があったとき。もしくは、本新株予約権者が解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。
- (6) 本新株予約権者がその事業の全部または一部を休止し、もしくは廃止または譲渡したとき。

本新株予約権者との間で別途締結する契約で定める条件を満たすときに限り行使することができる。

第2回新株予約権の要項に定める消却事由が発生していない場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

平成16年3月17日臨時株主総会決議（第3回）

区分	事業年度末現在 （平成23年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成23年5月31日）
新株予約権の数（個）	360（注1）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	36,000（注1、2、4）	36,000（注1、2、4）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,500（注3、4）	1,500（注3、4）
新株予約権の行使期間	自平成18年6月17日 至平成26年3月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,500 資本組入額 750（注4）	発行価格 1,500 資本組入額 750（注4）
新株予約権の行使の条件	（注5）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1．新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、退職等により権利を喪失した者の個数および株式数は除外しております。

新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2．新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式の分割等により行使価額の調整を行った場合、次の算式により調整するものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{1株当たり調整前行使価額}}{\text{1株当たり調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式の分割、他社と合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とする場合、次の算式により調整するものとする。行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4. 平成22年8月26日付をもって1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

本新株予約権は、当社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合、当社が発行済株式総数全てを一括で第三者（以下「譲渡予定人」という。）に売却する株式売買契約を譲渡予定人との間で締結することについて、当社の取締役会で決議した場合、または、当社が他の会社と株式交換または株式移転により完全子会社となる株式交換契約または株式移転契約について当社の株主総会で承認した場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使時において、新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することができる。但し、新株予約権者の相続が発生した場合、その相続人は行使することができる。

本新株予約権者との間で別途締結する契約で定める条件を満たすときに限り行使することができる。

第3回新株予約権の要項に定める消却事由が発生していない場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

平成17年1月5日臨時株主総会決議（第4回）

区分	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	422 (注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	42,200 (注2、4)	42,200 (注2、4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000 (注3、4)	2,000 (注3、4)
新株予約権の行使期間	自平成19年1月14日 至平成27年1月4日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000 (注4)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000 (注4)
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式の分割等により行使価額の調整を行った場合、次の算式により調整するものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式の分割、他社と合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とする場合、次の算式により調整するものとする。行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4. 平成22年8月26日付をもって1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

本新株予約権は、当社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合、当社が発行済株式総数全てを一括で第三者（以下「譲渡予定人」という。）に売却する株式売買契約を譲渡予定人との間で締結することについて、当社の取締役会で決議した場合、または、当社が他の会社と株式交換または株式移転により完全子会社となる株式交換契約または株式移転契約について当社の株主総会で承認した場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使時において、新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することができる。但し、新株予約権者の相続が発生した場合、その相続人は行使することができる。

本新株予約権者との間で別途締結する契約で定める条件を満たすときに限り行使することができる。

第4回新株予約権の要項に定める消却事由が発生していない場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

平成17年1月5日臨時株主総会決議（第5回）

区分	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	580(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	58,000(注1、2、4)	58,000(注1、2、4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000(注3、4)	2,000(注3、4)
新株予約権の行使期間	自平成19年11月17日 至平成27年1月4日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000(注4)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000(注4)
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、退職等により権利を喪失した者の個数および株式数は除外しております。

新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式の分割等により行使価額の調整を行った場合、次の算式により調整するものとする。調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式の分割、他社と合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とする場合、次の算式により調整するものとする。行使価額調整式の計算については円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4. 平成22年 8 月26日付をもって 1 株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

本新株予約権は、当社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合、当社が発行済株式総数全てを一括で第三者（以下「譲渡予定人」という。）に売却する株式売買契約を譲渡予定人との間で締結することについて、当社の取締役会で決議した場合、または、当社が他の会社と株式交換または株式移転により完全子会社となる株式交換契約または株式移転契約について当社の株主総会で承認した場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使時において、新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することができる。但し、新株予約権者の相続が発生した場合、その相続人は行使することができる。

本新株予約権者との間で別途締結する契約で定める条件を満たすときに限り行使することができる。

第 5 回新株予約権の要項に定める消却事由が発生していない場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

平成17年1月5日臨時株主総会決議（第6回）

区分	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	138 (注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	13,800 (注1、2、4)	13,800 (注1、2、4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000 (注3、4)	2,000 (注3、4)
新株予約権の行使期間	自平成19年12月22日 至平成27年1月4日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000 (注4)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000 (注4)
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、本新株予約権者との間で別途締結する契約で定める条件に基づき、各事業年度の営業利益が所定の金額に達しなかったことにより失権した個数および株式数は除外しております。

新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式の分割等により行使価額の調整を行った場合、次の算式により調整するものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式の分割、他社と合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とする場合、次の算式により調整するものとする。行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4. 平成22年8月26日付をもって1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

本新株予約権は、当社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合、当社が発行済株式総数全てを一括で第三者（以下「譲渡予定人」という。）に売却する株式売買契約を譲渡予定人との間で締結することについて、当社の取締役会で決議した場合、または、当社が他の会社と株式交換または株式移転により完全子会社となる株式交換契約または株式移転契約について当社の株主総会で承認した場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使時において、新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することができる。但し、新株予約権者の相続が発生した場合、その相続人は行使することができる。

本新株予約権者との間で別途締結する契約で定める条件を満たすときに限り行使することができる。
第6回新株予約権の要項に定める消却事由が発生していない場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

平成17年10月7日臨時株主総会決議（第7回）

区分	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	402 (注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,200 (注2、4)	40,200 (注2、4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000 (注3、4)	2,000 (注3、4)
新株予約権の行使期間	自平成19年12月22日 至平成27年10月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000 (注4)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000 (注4)
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当該新株予約権を譲渡、質入、その他処分することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式の分割等により行使価額の調整を行った場合、次の算式により調整するものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前行使価額}}{1 \text{株当たり調整後行使価額}}$$

3. 新株予約権の行使時の払込金額

当社が株式の分割、他社と合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、もしくは株式の併合のために行使価額の調整を必要とする場合、次の算式により調整するものとする。行使価額調整式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4. 平成22年8月26日付をもって1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 新株予約権の行使の条件

各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

本新株予約権は、当社の株式が日本証券業協会、東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場した場合、当社が発行済株式総数全てを一括で第三者（以下「譲渡予定人」という。）に売却する株式売買契約を譲渡予定人との間で締結することについて、当社の取締役会で決議した場合、または、当社が他の会社と株式交換または株式移転により完全子会社となる株式交換契約または株式移転契約について当社の株主総会で承認した場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

本新株予約権の行使時において、新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れかの地位を有している場合に限り行使することができる。但し、新株予約権者の相続が発生した場合、その相続人は行使することができる。

本新株予約権者との間で別途締結する契約で定める条件を満たすときに限り行使することができる。

第7回新株予約権の要項に定める消却事由が発生していない場合に限り行使することができる。但し、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りではない。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成20年6月26日定時株主総会決議（第8回）

区分	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,226(注1、2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	122,600(注2、3、5)	122,600(注2、3、5)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000(注4、5)	2,000(注4、5)
新株予約権の行使期間	自平成22年7月1日 至平成30年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000(注5)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000(注5)
新株予約権の行使の条件	(注6)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、退職等により権利を喪失した者の個数および株式数は除外しております。

3. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、(注)3において時価を下回る価額で新株式の発行(自己株式の処分を含む)を行う場合に行使価額が調整される場合には、行使価額に株式数を乗じた金額が調整の前後で同一となるよう株式数が調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権発行後、当社が株式の分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(自己株式の処分を含む)を行う場合は次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 平成22年8月26日付をもって1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 新株予約権の行使の条件
 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。
 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
 新株予約権を分割して行使することはできない。
 その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

平成20年6月26日定時株主総会決議（第9回）

区分	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	25 (注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,500 (注2、4)	2,500 (注2、4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,000 (注3、4)	2,000 (注3、4)
新株予約権の行使期間	自平成22年7月1日 至平成30年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000 (注4)	発行価格 2,000 資本組入額 1,000 (注4)
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、(注) 2において時価を下回る価額で新株式の発行（自己株式の処分を含む）を行う場合に行使価額が調整される場合には、行使価額に株式数を乗じた金額が調整の前後で同一となるよう株式数が調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権発行後、当社が株式の分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（自己株式の処分を含む）を行う場合は次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 平成22年8月26日付をもって1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 新株予約権の行使の条件
 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
 新株予約権を分割して行使することはできない。
 その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

平成21年5月27日臨時株主総会決議（第10回）

区分	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	755 (注1, 2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	75,500 (注2, 3, 5)	75,500 (注2, 3, 5)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,100 (注4, 5)	1,100 (注4, 5)
新株予約権の行使期間	自平成23年5月29日 至平成30年5月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,100 資本組入額 550 (注5)	発行価格 1,100 資本組入額 550 (注5)
新株予約権の行使の条件	(注6)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権の数および新株予約権の目的となる株式の数は、退職等により権利を喪失した者の個数および株式数は除外しております。

3. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、(注)3において時価を下回る価額で新株式の発行(自己株式の処分を含む)を行う場合に行使価額が調整される場合には、行使価額に株式数を乗じた金額が調整の前後で同一となるよう株式数が調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権発行後、当社が株式の分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(自己株式の処分を含む)を行う場合は次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

5. 平成22年8月26日付をもって1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。

新株予約権は1個を分割して行使することはできない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

平成22年3月25日臨時株主総会決議（第11回）

区分	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	250 (注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000 (注2、4)	25,000 (注2、4)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,100 (注3、4)	1,100 (注3、4)
新株予約権の行使期間	自平成24年3月27日 至平成30年5月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,100 資本組入額 550 (注4)	発行価格 1,100 資本組入額 550 (注4)
新株予約権の行使の条件	(注5)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2. 新株予約権の目的たる株式の数

権利付与日以降、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、(注) 2において時価を下回る価額で新株式の発行（自己株式の処分を含む）を行う場合に行使価額が調整される場合には、行使価額に株式数を乗じた金額が調整の前後で同一となるよう株式数が調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権発行後、当社が株式の分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（自己株式の処分を含む）を行う場合は次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 平成22年8月26日付をもって1株を100株に分割したことに伴い、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」および「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社の子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。

新株予約権は1個を分割して行使することはできない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成19年11月6日 (注1)	普通株式	普通株式	250,000	350,000	250,000	1,139,000
	-	3,000				
	A種優先株式	A種優先株式				
	-	2,500				
	B種優先株式	B種優先株式				
	-	4,784				
	C種優先株式	C種優先株式				
-	6,740					
D種優先株式	D種優先株式					
2,500	2,500					
計	計					
2,500	19,524					
平成20年6月26日 (注2)		普通株式	-	350,000	769,788	369,211
		3,000				
		A種優先株式				
		2,500				
		B種優先株式				
	-	4,784				
		C種優先株式				
	6,740					
	D種優先株式					
	2,500					
	計					
	19,524					
平成22年7月26日 (注3)	普通株式	普通株式	-	350,000	-	369,211
	16,722	19,722				
	A種優先株式	A種優先株式				
	-	2,500				
	B種優先株式	B種優先株式				
	-	4,784				
	C種優先株式	C種優先株式				
-	6,740					
D種優先株式	D種優先株式					
-	2,500					
計	計					
16,722	36,246					

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成22年7月29日 (注4)	普通株式 - A種優先株式 2,500 B種優先株式 4,784 C種優先株式 6,740 D種優先株式 2,500 計 16,524	普通株式 19,722 A種優先株式 - B種優先株式 - C種優先株式 - D種優先株式 - 計 19,722	-	350,000	-	369,211
平成22年8月26日 (注5)	普通株式 1,952,478	普通株式 1,972,200	-	350,000	-	369,211

(注) 1. 有償第三者割当増資(D種優先株式)

主な割当先 アント・リード2号投資事業有限責任組合、JAIC-アドバンスドテック1号投資事業有限責任組合、Apax Globis Japan Fund,L.P、投資事業組合オリックス11号、あおぞらインベストメント2号投資事業有限責任組合、他3社であります。

発行価額 200,000円

資本組入額 100,000円

- 資本準備金の減少額は欠損てん補によるものであります。
- 平成22年7月26日に、全ての種類株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付いたしました。これにより、普通株式の発行済株式数は16,722株増加し、普通株式19,722株となっております。
- 平成22年7月29日付取締役会決議により、自己株式として保有する、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式をすべて消却いたしました。これにより、発行済株式総数は、普通株式19,722株のみとなっております。
- 平成22年7月29日開催の取締役会決議および平成22年8月26日開催の臨時株主総会決議により、平成22年8月26日付で1株を100株に株式分割いたしました。これにより株式数は1,952,478株増加し、発行済株式総数は1,972,200株となっております。
- 決算日後、平成23年6月22日を払込期日とする有償一般募集増資による新株式300,000株(発行価格2,400円、引受価額2,208円、資本組入額1,104円)発行により、資本金及び資本準備金はそれぞれ331,200千円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	3	4	-	30	38	-
所有株式数(単元)	-	2,944	-	1,573	2,719	-	12,486	19,722	-
所有株式数の割合(%)	-	14.93	-	7.97	13.79	-	63.31	100.00	-

(7) 【大株主の状況】

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社日本政策投資銀行	東京都千代田区大手町1丁目9番1号	294,400	14.93
池戸 恒雄	福島県会津若松市	240,000	12.17
Apax Globis Japan Fund,L.P (常任代理人 東西法律事務所 弁護士 立石 則文)	153East53rdStreet,53rdFloorNew York,NewYork10022,USA (東京都千代田区紀尾井町3丁目2番8号 アドミラル紀尾井町ビル)	178,200	9.04
日興ニューウェイブ2001投資事業 有限責任組合	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	118,300	6.00
三井住友海上C2号投資事業有限 責任組合	東京都中央区八重洲2丁目2番10号	108,100	5.48
三菱UFJキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋1丁目7番17号	105,000	5.32
アント・リード2号投資事業有限 責任組合	東京都千代田区丸の内1丁目2番 1号	100,500	5.10
DCM , L.P. (常任代理人 シティユーワ法律事 務所 辯護士 渋谷 治香)	2420 Sand Hill Road,Suite 200,Menlo Park,CA94025,USA (東京都千代田区丸の内2丁目2番2号 丸の内三井ビルディング)	87,200	4.42
JAIC-アドバンスドテック1号投 資事業有限責任組合	東京都千代田区神田錦町3丁目11番地	77,600	3.93
犬飼 和之	東京都新宿区	60,000	3.04
計	-	1,369,300	69.43

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,972,200	19,722	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	1,972,200	-	-
総株主の議決権	-	19,722	-

【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を
発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権(平成16年3月17日臨時株主総会)

決議年月日	平成16年3月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

第3回新株予約権(平成16年3月17日臨時株主総会)

決議年月日	平成16年3月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 19
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 提出日現在におきましては、付与対象者は退職等により11名減少しております。

第4回新株予約権（平成17年1月5日臨時株主総会）

決議年月日	平成17年1月5日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

第5回新株予約権（平成17年1月5日臨時株主総会）

決議年月日	平成17年1月5日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 20
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）提出日現在におきましては、付与対象者は退職等により9名減少しております。

第6回新株予約権（平成17年1月5日臨時株主総会）

決議年月日	平成17年1月5日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

第7回新株予約権（平成17年10月7日臨時株主総会）

決議年月日	平成17年10月7日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

第8回新株予約権（平成20年6月26日定時株主総会）

決議年月日	平成20年6月26日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 11
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）提出日現在におきましては、付与対象者は退職等により1名減少しております。

第10回新株予約権（平成21年5月27日臨時株主総会）

決議年月日	平成21年5月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社従業員 12
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）提出日現在におきましては、付与対象者は退職等により2名減少しております。

第11回新株予約権（平成22年3月25日臨時株主総会）

決議年月日	平成22年3月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 当社監査役 1 当社従業員 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第4号による優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度前における取得自己株式	-	-	-
当事業年度における取得自己株式	A種優先株式(注1)	2,500	-
	B種優先株式(注2)	4,784	-
	C種優先株式(注3)	6,740	-
	D種優先株式(注4)	2,500	-
当期間における取得自己株式	-	-	-

- (注) 1. 取得請求権の行使を受けたことにより取得した自己株式であり、対価として当社の普通株式2,500株を交付しております。
2. 取得請求権の行使を受けたことにより取得した自己株式であり、対価として当社の普通株式4,829株を交付しております。
3. 取得請求権の行使を受けたことにより取得した自己株式であり、対価として当社の普通株式6,851株を交付しております。
4. 取得請求権の行使を受けたことにより取得した自己株式であり、対価として当社の普通株式2,542株を交付しております。
5. 当期間における保有自己株式数には平成23年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	株式の種類	当事業年度		当期間	
		株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	A種優先株式	2,500	-	-	-
	B種優先株式	4,784	-	-	-
	C種優先株式	6,740	-	-	-
	D種優先株式	2,500	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
保有自己株式数	-	-	-	-	-

(注) 当期間における保有自己株式数には平成23年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、将来の事業展開などを総合的に勘案しつつ、株主各位に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる体質強化のための内部留保、そして経営活性化のための役員及び従業員へのインセンティブにも留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としております。

一方で当社は現在成長過程にあり将来拡大に向けた内部留保の充実を図ることが必要な段階にあることから、剰余金の配当を実施しておりません。今後は、業績や配当性向、将来的な成長戦略などを総合的に勘案して決定していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性およびその実施時期については未定であります。

剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本としており、期末配当の決定機関は、株主総会であります。

また、当社は機動的な配当対応を可能とするため、会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応できる経営体制強化および技術革新に対応するための研究開発体制強化の財源として利用していく予定であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありましたので、該当事項はありません。

なお、当社株式は平成23年6月23日付で、東京証券取引所マザーズに上場いたしました。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	社長兼CEO	山本 達夫	昭和31年8月10日生	昭和52年4月 日本ユニバック(株)(現日本ユニシス(株))入社 昭和56年2月 日本IBM(株)入社 昭和58年3月 米IBMへ出向 平成8年3月 セガ オブ アメリカ入社 平成9年9月 日立セミコンダクターアメリカ(現ルネサステクノロジー アメリカ)入社 平成16年3月 当社 代表取締役社長兼CEO就任(現任)	注3	5,000
取締役	管理部長兼CFO	古川 聖	昭和33年7月22日生	昭和57年4月 カシオ計算機(株)入社 平成11年12月 カシオマイクロニクス(株)入社 平成20年5月 当社 入社 管理部長 平成20年10月 当社 取締役管理部長兼CFO就任(現任)	注3	2,000
取締役	ソフトウェア開発部長	岩田 茂人	昭和48年6月22日生	平成11年4月 エルグ(株)(現イーソル(株))入社 平成15年2月 当社 入社 平成20年10月 当社 執行役員 ソフトウェア開発部担当 平成22年3月 当社 取締役就任 ソフトウェア開発部長(現任)	注3	-
取締役	ハードウェア開発部長	大淵 栄作	昭和53年1月26日生	平成14年4月 日本電気(株)入社 平成14年11月 NECエレクトロニクス(株)(現ルネサス エレクトロニクス(株)) 転籍 平成17年3月 当社 入社 平成20年10月 当社 執行役員 ハードウェア開発部担当 平成22年3月 当社 取締役就任 ハードウェア開発部長(現任)	注3	-
取締役	-	岡本 伸一	昭和33年4月28日生	昭和58年4月 (株)CBSソニー(現(株)ソニー・ミュージック・エンターテイメント)入社 昭和60年8月 (株)アンプルソフトウェア入社 昭和62年8月 日本デジタル・イクイップメント(株)入社 平成元年8月 ソニー(株)入社 平成15年9月 R&Dコンサルタント開業 平成16年11月 当社 取締役就任(現任) 平成22年3月 (株)ブルー・シフト・テクノロジー設立 代表取締役(現任)	注1 注3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	-	平野 雄士	昭和22年3月22日生	昭和61年4月 (株)アデランス(現株ユニヘ アー)入社 平成18年5月 同社 常勤監査役 平成20年10月 当社 常勤監査役就任(現任)	注2 注4	-
監査役	-	犬飼 和之	昭和22年11月12日生	昭和48年4月 (株)ビジネスコンサルタント入社 昭和52年10月 (株)ソフトウェア設計設立 平成14年7月 当社設立 取締役就任 平成17年6月 当社 監査役就任(現任)	注4	60,000
監査役	-	山口十思雄	昭和38年6月4日生	昭和63年10月 サンワ等松青木監査法人(現有 限責任監査法人トーマツ)入社 平成8年8月 (株)ジャフコ入社 ジャフコ公開コ ンサルティング(株)(現ジャフコ コンサルティング(株)) 出向 平成20年5月 山口公認会計士事務所を開設 平成21年6月 当社 監査役就任(現任) 平成23年3月 (株)セルシード監査役(現任)	注2 注4	-
計						67,000

- (注) 1. 取締役岡本伸一は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役平野雄士、山口十思雄は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成22年8月26日より2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでであります。
4. 平成22年8月26日より4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と認識しており、企業倫理と法令遵守の徹底および内部統制の強化を推進するとともに、効率性・健全性・透明性の高い経営の実現により、株主をはじめとするステークホルダーに適正な利益を継続的に確保・還元するため企業価値の拡大に努めます。

企業統治の体制

(1) 企業統治の体制の概要

イ 取締役会

当社は、取締役会設置会社であります。提出日現在、常勤の取締役4名のほか社外取締役1名で構成されており、月1回の定例会開催と必要に応じて臨時開催を行い、業務執行に関わる会社の重要事項の意思決定を行うとともに、代表取締役社長および業務担当取締役の職務執行を監督しております。

ロ 監査役会

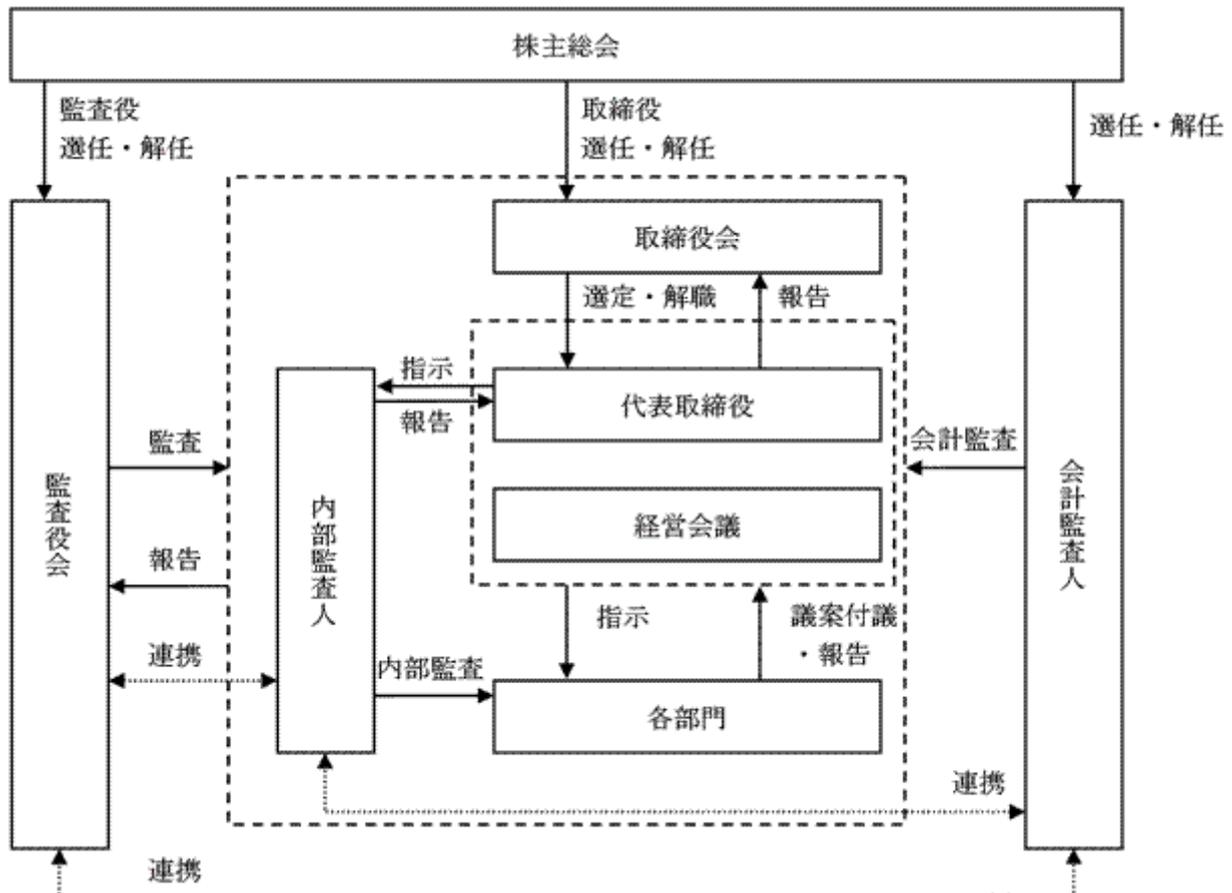
当社は、監査役会設置会社であります。提出日現在、監査役3名（社外監査役2名、うち、1名は常勤監査役、社内監査役1名）で構成されており、毎月1回の監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等を検討するなど監査役相互の情報共有を図っております。加えて、代表取締役社長との定期的な会合を実施しております。なお、取締役会においては監査役3名が、経営会議等の重要会議においては常勤監査役が常時出席し、意見陳述を行うなど、取締役の業務執行を常に監視できる体制を整えております。

ハ 経営会議

当社では、取締役会および監査役会による業務執行への監督に加え、取締役会の下部会議体として、常勤取締役、常勤監査役、部門長および議長が指名する管理職が必要に応じて参加する経営会議を設置し、原則月1回開催しております。

経営会議は、経営計画の達成および会社業務の円滑な運営を図ることを目的として、取締役会報告事項や付議議案について討議、検討、確認を行います。

当社のコーポレートガバナンスの体制の概要は以下のとおりであります。



(2) 企業統治の体制を採用する理由

現時点における職務執行の適正を確保するために有効に機能しているため、上記のガバナンス体制を採用しております。なお、今後の状況等に応じては、随時体制の改善を検討してまいります。

(3) 内部統制システムの整備の状況

当社は、平成21年5月13日の取締役会において決議した「内部統制に関する基本方針」の整備および運用状況を踏まえ、平成22年5月12日の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決定し、この基本方針に基づいて体制の整備を進めております。

以下は、当社の「内部統制システムの整備に関する基本方針」であります。

1. 取締役、使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、使用人が法令および定款等を遵守する行動を確保するため、コンプライアンス規程を制定し、取締役は、これを自ら遵守するとともに、使用人に対しては、その遵守することを周知徹底する責任を負う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、職務執行に係る株主総会議事録、取締役会議事録ならびに重要な意思決定に関する電磁的記録を含むその他の文書等における情報については、社内情報管理規程を制定するとともに、文書管理規程およびこれらに関する規定に基づき、適切に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、損失の危機を最小限にとどめるため、危機管理規程を制定しております。取締役は、これにそって行動するとともに、管掌業務に関するすべてのリスク要因を継続的に把握し、その評価、管理を行い、リスクの顕在化による損害を最小限度にするための体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、毎月1回定例で開催するほか、必要に応じて適宜開催し、重要事項の決定および取締役の業務状況の監督を行う。さらに、取締役は、取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常勤役員および幹部社員による経営会議等を定例で開催し、職務の執行および経営環境の変化への迅速な対応を図る。また、取締役は、業務分掌規程等に定められた職域に基づきその計画達成に向け具体策を立案、実行し、職務の執行の効率性を確保する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社には、現在グループ会社がないので、当該体制の整備を行っていない。

6. 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役は、監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合には、使用人を配置し、その人事については、事前に監査役の同意を得るなど、取締役からの独立性を確保するよう配慮する。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は、監査役の要請に応じて、監査役会規程および監査役監査基準に従い、必要な報告および情報提供を行う。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、意思決定の過程を把握し、意見を述べ業務執行等の状況の報告を定例的または臨時的に受ける。

監査役は、これら重要な会議の議事録およびその関連資料、そのほか業務執行に関する重要な文書を開覧する。

監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、事業環境や対処すべき課題等について意見交換を行い、また、監査役は内部監査担当および会計監査人と定期的に協議を持ち、緊密な関係を保つものとする。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体との関わり、また、これらの活動を助長する行為をコンプライアンス規程において明文で禁止行為と定め、関係遮断につき周知徹底するとともに、反社会的勢力に対しては毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(4) リスク管理体制の整備状況

当社は、損失の危機を最小限にとどめるため、危機管理規程および関連諸規程類を整備し、より実効性のあるリスク管理体制の構築をしております。また、取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、コンプライアンス規程および反社会的勢力対策規程を制定し、全員への周知徹底を図っております。これらの管理体制の運用や業務の執行にあたり、必要に応じて顧問弁護士等の助言を得て、適法性を確保し、リスクをより最小限にするための体制の構築を進めております。

内部監査および監査役監査の状況

内部監査につきましては、当社は製造設備を持たないため、会社規模が比較的小さく、内部統制の担当人員に限りがあることから、監査、報告の独立性を確保したうえで、担当、責任者を兼務させております。内部監査人は、監査役および会計監査人との連携のもと、内部統制の状況等について意見交換を行いながら監査を実施しております。具体的には、管理部管理職が兼務する内部監査人（2名）が管理部以外の部門の監査を担当し、管理部の監査は管理部以外の部門の管理職が担当して、それぞれ監査実施結果および改善策を代表取締役へ報告しております。被監査部門に対しては、改善事項を指示するとともに、フォローアップ監査を実施し、その実効性を確保しております。

監査役監査につきましては、上場会社での経理部門の経験が長く財務および会計に相当程度の知見を有している者を常勤の社外監査役として選任している他、公認会計士および当社の業務に精通した者を監査役に選任しており、取締役および各部門の業務遂行につき監査を行っております。また、監査役監査および内部監査が有機的に連携するよう、内部監査結果について内部監査人が常勤監査役にその都度報告し、意見交換をしております。さらに、監査役と会計監査人とは、期中の会計監査の報告を受ける他適宜意見交換を行っております。

会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計に関する事項の監査を受けておりますが、同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

業務を執行した公認会計士は石井一郎、上倉要介の2名であります。補助者の構成は公認会計士2名、その他5名となっております。

なお、継続監査年数については7年以下であるため記載を省略しております。

社外取締役および社外監査役

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

- ・岡本伸一氏は開発技術者としての豊富な経験と知見を有していることから、社外取締役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外取締役であることから、独立役員として東京証券取引所へ届け出ております。
- ・平野雄士氏は上場企業の経理部門に長く勤務したことによる、幅広い経験と識見を有していることから、社外監査役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外監査役であることから、独立役員として東京証券取引所へ届け出ております。
- ・山口十思雄氏は公認会計士として企業財務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役として選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外監査役であることから、独立役員として東京証券取引所へ届け出ております。

役員報酬の内容

(1) 報酬等の総額および役員の員数

取締役（5名）の年間報酬総額 92,510千円（うち社外取締役1名 3,960千円）

監査役（3名）の年間報酬総額 10,200千円（うち社外監査役2名 9,000千円）

(2) 役員ごとの報酬等の総額

役員報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、記載しておりません。

(3) 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(4) 役員の報酬等の決定に関する方針

取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議により定められたそれぞれの報酬総額の範囲内で決定しております。

取締役の報酬等の決定に関する具体的な方針は、定めておりませんが、求められる能力や職責を勘案し、適正な報酬額を決定することとしております。

監査役の報酬額は、毎年、常勤および非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役会で協議して決定します。

社外取締役および社外監査役の人的関係、資本関係または取引関係その他利害関係

取締役岡本伸一は、当社新株予約権を保有している他は、当社との人的関係、資本関係または取引関係その他利害関係はございません。本書提出日現在の保有数は以下の通りです。

岡本伸一 新株予約権 85個（8,500株）

監査役平野雄士は、当社新株予約権を保有している他は、当社との人的関係、資本関係または取引関係その他利害関係はございません。本書提出日現在の保有数は以下の通りです。

平野雄士 新株予約権 30個(3,000株)

監査役山口十思雄は、当社との人的関係、資本関係または取引関係その他利害関係はございません。

取締役の定数

当社の取締役の定数は10名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨、定款に定めております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨、定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
8,000	-	9,500	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社は、監査報酬の決定方針を特に定めておりませんが、監査公認会計士等より提示される監査計画の内容をもとに、監査時間等の妥当性を勘案、協議し、会社法第399条に基づく取締役会の同意を得た上で決定することとしています。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、前事業年度に係る監査報告書は、平成23年5月20日提出の有価証券届出書に添付されたものによっております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、公益財団法人財務会計基準機構、新日本有限責任監査法人等の行う研修に参加しております。

1【財務諸表等】
 (1)【財務諸表】
 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	785,093	926,161
受取手形	16,800	-
売掛金	220,157	479,220
商品及び製品	30	-
前払費用	67,307	20,353
繰延税金資産	-	184,020
その他	2,929	2,153
流動資産合計	1,092,318	1,611,909
固定資産		
有形固定資産		
建物	15,693	22,752
減価償却累計額	11,817	17,187
建物(純額)	3,875	5,564
工具、器具及び備品	73,920	78,342
減価償却累計額	59,402	66,279
工具、器具及び備品(純額)	14,517	12,063
有形固定資産合計	18,393	17,628
無形固定資産		
特許権	2,535	26
ソフトウェア	2,191	4,258
その他	25	25
無形固定資産合計	4,753	4,311
投資その他の資産		
敷金	25,621	25,386
その他	343	-
投資その他の資産合計	25,965	25,386
固定資産合計	49,112	47,325
資産合計	1,141,430	1,659,235

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	42,000	-
未払金	31,708	82,966
未払費用	6,315	6,550
未払法人税等	3,122	4,129
未払消費税等	9,822	16,181
前受金	-	149
預り金	3,339	3,714
前受収益	3,780	3,780
流動負債合計	100,089	117,472
固定負債		
繰延税金負債	-	493
資産除去債務	-	7,948
固定負債合計	-	8,441
負債合計	100,089	125,914
純資産の部		
株主資本		
資本金	350,000	350,000
資本剰余金		
資本準備金	369,211	369,211
資本剰余金合計	369,211	369,211
利益剰余金		
その他利益剰余金		
優先株式償還積立金	134,989	-
繰越利益剰余金	187,140	814,109
利益剰余金合計	322,129	814,109
株主資本合計	1,041,341	1,533,321
純資産合計	1,041,341	1,533,321
負債純資産合計	1,141,430	1,659,235

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
売上高	892,645	1,013,995
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	-	30
当期製品製造原価	84,435	54,745
当期商品及び製品仕入高	154,722	52,139
合計	239,157	106,915
他勘定振替高	-	30
商品及び製品期末たな卸高	30	-
売上原価合計	239,127	106,885
売上総利益	653,518	907,110
販売費及び一般管理費	1, 2 466,389	1, 2 592,027
営業利益	187,128	315,082
営業外収益		
受取利息	1,482	1,489
保険返戻金	-	268
雑収入	0	2
営業外収益合計	1,482	1,759
営業外費用		
株式公開費用	-	2,339
為替差損	5	8
営業外費用合計	5	2,347
経常利益	188,606	314,495
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	4,961
固定資産除却損	3 515	3 130
特別損失合計	515	5,091
税引前当期純利益	188,090	309,403
法人税、住民税及び事業税	950	950
法人税等調整額	-	183,526
法人税等合計	950	182,576
当期純利益	187,140	491,980

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)		当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	48,374	57.5	35,100	64.1
経費		35,767	42.5	19,644	35.9
当期総製造費用		84,141	100.0	54,745	100.0
期首仕掛品たな卸高		293		-	
合計		84,435		54,745	
期末仕掛品たな卸高		-		-	
当期製品製造原価		84,435		54,745	

原価計算の方法

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算に
よっております。

同左

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
外注加工費 (千円)	10,309	6,464
ソフトウェア使用料(千円)	8,791	4,391
減価償却費 (千円)	3,552	1,272

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	350,000	350,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	350,000	350,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	369,211	369,211
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	369,211	369,211
資本剰余金合計		
前期末残高	369,211	369,211
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	369,211	369,211
利益剰余金		
その他利益剰余金		
優先株式償還積立金		
前期末残高	-	134,989
当期変動額		
優先株式償還積立金の積立	134,989	187,140
優先株式償還積立金の取崩	-	322,129
当期変動額合計	134,989	134,989
当期末残高	134,989	-
繰越利益剰余金		
前期末残高	134,989	187,140
当期変動額		
当期純利益	187,140	491,980
優先株式償還積立金の積立	134,989	187,140
優先株式償還積立金の取崩	-	322,129
当期変動額合計	52,150	626,969
当期末残高	187,140	814,109
利益剰余金合計		
前期末残高	134,989	322,129
当期変動額		
当期純利益	187,140	491,980
優先株式償還積立金の積立	-	-
優先株式償還積立金の取崩	-	-
当期変動額合計	187,140	491,980
当期末残高	322,129	814,109

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
株主資本合計		
前期末残高	854,200	1,041,341
当期変動額		
当期純利益	187,140	491,980
当期変動額合計	187,140	491,980
当期末残高	1,041,341	1,533,321
純資産合計		
前期末残高	854,200	1,041,341
当期変動額		
当期純利益	187,140	491,980
当期変動額合計	187,140	491,980
当期末残高	1,041,341	1,533,321

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	188,090	309,403
減価償却費	17,403	13,883
受取利息	1,482	1,489
固定資産除却損	515	130
売上債権の増減額(は増加)	274,342	242,263
たな卸資産の増減額(は増加)	384	30
前払費用の増減額(は増加)	-	46,953
仕入債務の増減額(は減少)	61,404	42,000
前受収益の増減額(は減少)	3,780	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	4,961
未払金の増減額(は減少)	2,121	52,137
未払消費税等の増減額(は減少)	13,029	6,358
その他	28,933	2,579
小計	381,788	150,686
利息の受取額	75	2,598
法人税等の支払額	965	1,454
営業活動によるキャッシュ・フロー	380,899	151,830
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	700,000	900,000
定期預金の払戻による収入	20,000	1,000,000
有形固定資産の取得による支出	4,029	7,365
無形固定資産の取得による支出	882	3,395
投資活動によるキャッシュ・フロー	684,911	89,238
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	304,012	241,068
現金及び現金同等物の期首残高	389,105	85,093
現金及び現金同等物の期末残高	85,093	326,161

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1. たな卸資産の評価基準及び評価方法	商品、製品、仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。	商品、製品、仕掛品 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 3～15年 工具、器具及び備品 4～10年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物附属設備 3～15年 工具、器具及び備品 2～10年 (2) 無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。	貸倒引当金 同左

項目	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
4. 収益及び費用の計上基準	<p>受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準</p> <p>イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるソフトウェアの請負開発契約 工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）</p> <p>ロ その他のソフトウェアの請負開発契約 工事完成基準</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用していましたが、当事業年度より、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用し、当事業年度に着手したソフトウェアの請負開発契約から、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるソフトウェアの請負開発契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のソフトウェアの請負開発契約については工事完成基準を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準</p> <p>イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるソフトウェアの請負開発契約 工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）</p> <p>ロ その他のソフトウェアの請負開発契約 工事完成基準</p>
5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	同左
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理</p> <p>消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用)</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益はそれぞれ627千円、税引前当期純利益は5,589千円減少しております。</p>

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	<p>(キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>営業活動によるキャッシュ・フローの「前払費用の増減額」は、前事業年度は「その他」に含めて表示していましたが、金額的重要性が増したため区分掲記しております。</p> <p>なお、前事業年度の「その他」に含まれている「前払費用の増減額」は 29,879千円であります。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
1 受取手形裏書譲渡高 35,700 千円	

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)																				
<p>1 販売費に属する費用のおおよその割合は12%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は88%であります。主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">56,339 千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">56,638 千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">3,828 千円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">37,793 千円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">224,186 千円</td> </tr> </table>	役員報酬	56,339 千円	給与手当	56,638 千円	減価償却費	3,828 千円	支払手数料	37,793 千円	研究開発費	224,186 千円	<p>1 販売費に属する費用のおおよその割合は20%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は80%であります。主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">役員報酬</td> <td style="text-align: right;">102,710 千円</td> </tr> <tr> <td>給与手当</td> <td style="text-align: right;">71,680 千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">3,214 千円</td> </tr> <tr> <td>支払手数料</td> <td style="text-align: right;">37,848 千円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td style="text-align: right;">249,904 千円</td> </tr> </table>	役員報酬	102,710 千円	給与手当	71,680 千円	減価償却費	3,214 千円	支払手数料	37,848 千円	研究開発費	249,904 千円
役員報酬	56,339 千円																				
給与手当	56,638 千円																				
減価償却費	3,828 千円																				
支払手数料	37,793 千円																				
研究開発費	224,186 千円																				
役員報酬	102,710 千円																				
給与手当	71,680 千円																				
減価償却費	3,214 千円																				
支払手数料	37,848 千円																				
研究開発費	249,904 千円																				
<p>2 研究開発費の総額 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 224,186 千円</p>	<p>2 研究開発費の総額 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 249,904 千円</p>																				
<p>3 固定資産除却損 固定資産除却損の内訳は、次の通りであります。 工具、器具及び備品 515 千円</p>	<p>3 固定資産除却損 固定資産除却損の内訳は、次の通りであります。 工具、器具及び備品 130 千円</p>																				

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	3,000	-	-	3,000
A種優先株式	2,500	-	-	2,500
B種優先株式	4,784	-	-	4,784
C種優先株式	6,740	-	-	6,740
D種優先株式	2,500	-	-	2,500
合計	19,524	-	-	19,524
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			前事業 年度末	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	平成16年新株予約権 (第2回)	普通株式	22	-	-	22	-
	平成20年新株予約権 (第9回)	普通株式	25	-	-	25	-
	合計	-	47	-	-	47	-

(注) 平成20年新株予約権(第9回)は、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	3,000	1,969,200	-	1,972,200
A種優先株式	2,500	-	2,500	-
B種優先株式	4,784	-	4,784	-
C種優先株式	6,740	-	6,740	-
D種優先株式	2,500	-	2,500	-
合計	19,524	1,969,200	16,524	1,972,200
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
A種優先株式	-	2,500	2,500	-
B種優先株式	-	4,784	4,784	-
C種優先株式	-	6,740	6,740	-
D種優先株式	-	2,500	2,500	-
合計	-	16,524	16,524	-

(注) 平成22年7月26日に各種類株主から各種優先株式の取得請求権の行使を受けたことにより、各種優先株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付したため、普通株式の発行株式数が16,722株増加いたしました。また、平成22年7月29日開催の取締役会決議により、自己株式をすべて消却し、発行済株式総数は普通株式19,722株となり、さらに平成22年8月26日付で1株を100株に株式分割したことにより、発行済株式総数は1,972,200株となっております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度 末残高 (千円)
			前事業 年度末	当事業 年度増加	当事業 年度減少	当事業 年度末	
提出会社	平成16年新株予約権 (第2回)	普通株式	2,200	-	-	2,200	-
	平成20年新株予約権 (第9回)	普通株式	2,500	-	-	2,500	-
	合計	-	4,700	-	-	4,700	-

(注) 平成22年8月26日付株式分割(株式1株につき100株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在) (千円)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 785,093	現金及び預金勘定 926,161
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 700,000	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 600,000
現金及び現金同等物 85,093	現金及び現金同等物 326,161

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
重要性がないため記載を省略しております。	同左

(金融商品関係)

前事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資については定期預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、事業運営に係る資金は全額自己資金によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	785,093	785,093	-
(2) 受取手形	16,800	16,800	-
(3) 売掛金	220,157	220,157	-
資産計	1,022,050	1,022,050	-
(1) 買掛金	42,000	42,000	-
負債計	42,000	42,000	-

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形 (3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金

これは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	785,050	-	-	-
受取手形	16,800	-	-	-
売掛金	220,157	-	-	-
合計	1,022,008	-	-	-

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

当事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資については定期預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、事業運営に係る資金は全額自己資金によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。未払金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	926,161	926,161	-
(2) 売掛金	479,220	479,220	-
資産計	1,405,382	1,405,382	-
(1) 未払金	82,966	82,966	-
負債計	82,966	82,966	-

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 未払金

これは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから、当該帳簿価格によっております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	926,020	-	-	-
売掛金	479,220	-	-	-
合計	1,405,240	-	-	-

(有価証券関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)												
<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度を設けており、総合設立型厚生年金基金（関東ITソフトウェア厚生年金基金）に加入しております。</p> <p>2. 要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1) 制度全体の積立状況に関する事項 (平成21年3月31日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>年金資産の額</td> <td>127,937,216 千円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付債務の額</td> <td>155,636,825 千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>27,699,608 千円</td> </tr> </table> <p>(2) 制度全体に占める当社の加入人員割合 (平成21年3月31日現在)</p> <p>0.03%</p> <p>(3) 補足説明</p> <p>上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の資産評価調整控除額 19,342,940千円、別途積立金 19,539,486千円及び不足金27,896,154千円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <p>当社は、厚生年金掛金として5,524千円を拠出し、当該金額を勤務費用（製造費用と販売費及び一般管理費）として計上しております。</p>	年金資産の額	127,937,216 千円	年金財政計算上の給付債務の額	155,636,825 千円	差引額	27,699,608 千円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度を設けており、総合設立型厚生年金基金（関東ITソフトウェア厚生年金基金）に加入しております。</p> <p>2. 要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。</p> <p>(1) 制度全体の積立状況に関する事項 (平成22年3月31日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>年金資産の額</td> <td>161,054,805千円</td> </tr> <tr> <td>年金財政計算上の給付債務の額</td> <td>159,998,978千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>1,055,827千円</td> </tr> </table> <p>(2) 制度全体に占める当社の加入人員割合 (平成22年3月31日現在)</p> <p>0.03%</p> <p>(3) 補足説明</p> <p>上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の資産評価調整控除額 13,927,386千円及び繰越不足金 8,356,668千円及び当年度剰余金23,339,881千円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <p>当社は、厚生年金掛金として5,533千円を拠出し、当該金額を勤務費用（製造費用と販売費及び一般管理費）として計上しております。</p>	年金資産の額	161,054,805千円	年金財政計算上の給付債務の額	159,998,978千円	差引額	1,055,827千円
年金資産の額	127,937,216 千円												
年金財政計算上の給付債務の額	155,636,825 千円												
差引額	27,699,608 千円												
年金資産の額	161,054,805千円												
年金財政計算上の給付債務の額	159,998,978千円												
差引額	1,055,827千円												

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 1名 当社従業員 19名	当社取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 514株	普通株式 600株	普通株式 422株
付与日	平成16年3月26日	平成16年6月17日	平成17年1月14日
権利確定条件	(注2)	(注2)	(注2)
対象勤務期間	(注3)	(注3)	(注3)
権利行使期間	平成18年3月18日から 平成26年3月16日まで	平成18年6月17日から 平成26年3月16日まで	平成19年1月14日から 平成27年1月4日まで

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 20名	当社取締役 1名	当社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 760株	普通株式 318株	普通株式 402株
付与日	平成17年12月14日	平成17年12月22日	平成17年12月22日
権利確定条件	(注2)	(注2)	(注2)
対象勤務期間	(注3)	(注3)	(注3)
権利行使期間	平成19年11月17日から 平成27年1月4日まで	平成19年12月22日から 平成27年1月4日まで	平成19年12月22日から 平成27年10月6日まで

	第8回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 11名	当社取締役 2名 当社従業員 12名	当社取締役 2名 当社監査役 1名 当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 1,304株	普通株式 775株	普通株式 250株
付与日	平成20年6月30日	平成21年5月28日	平成22年3月26日
権利確定条件	(注2)	(注2)	(注2)
対象勤務期間	(注3)	(注3)	(注3)
権利行使期間	平成22年7月1日から 平成30年6月30日まで	平成23年5月29日から 平成30年5月30日まで	平成24年3月27日から 平成30年5月30日まで

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使の時点においても、当社の取締役、監査役または従業員でなくてはならない。その他の条件については、株主総会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」および「新株予約権割当契約書」に定めてあります。

3. 対象勤務期間の定めはありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成22年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	514	360	422
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	514	360	422
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	590	138	402
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	590	138	402
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第8回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	1,304	-	-
付与	-	775	250
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	1,304	775	250
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

単価情報

	第1回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	150,000	150,000	200,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	200,000	200,000	200,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第8回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	200,000	110,000	110,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

平成21年5月28日に付与したストック・オプション（第10回ストック・オプション）及び平成22年3月26日に付与したストック・オプション（第11回ストック・オプション）について、未公開企業であるため公正な評価単価を本源的価値により算定しております。なお、単位当たりの本源的価値を算出する基礎となった算定時点における自社の株式の評価方法は、ディスカウントキャッシュフロー法（DCF法）等により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名	当社取締役 1名 当社従業員 19名	当社取締役 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注1）	普通株式 51,400株	普通株式 60,000株	普通株式 42,200株
付与日	平成16年3月26日	平成16年6月17日	平成17年1月14日
権利確定条件	（注2）	（注2）	（注2）
対象勤務期間	（注3）	（注3）	（注3）
権利行使期間	平成18年3月18日から 平成26年3月16日まで	平成18年6月17日から 平成26年3月16日まで	平成19年1月14日から 平成27年1月4日まで

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 20名	当社取締役 1名	当社取締役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注1）	普通株式 76,000株	普通株式 31,800株	普通株式 40,200株
付与日	平成17年12月14日	平成17年12月22日	平成17年12月22日
権利確定条件	（注2）	（注2）	（注2）
対象勤務期間	（注3）	（注3）	（注3）
権利行使期間	平成19年11月17日から 平成27年1月4日まで	平成19年12月22日から 平成27年1月4日まで	平成19年12月22日から 平成27年10月6日まで

	第8回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 11名	当社取締役 2名 当社従業員 12名	当社取締役 2名 当社監査役 1名 当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注1）	普通株式 130,400株	普通株式 77,500株	普通株式 25,000株
付与日	平成20年6月30日	平成21年5月28日	平成22年3月26日
権利確定条件	（注2）	（注2）	（注2）
対象勤務期間	（注3）	（注3）	（注3）
権利行使期間	平成22年7月1日から 平成30年6月30日まで	平成23年5月29日から 平成30年5月30日まで	平成24年3月27日から 平成30年5月30日まで

（注）1．平成22年8月26日付株式分割（株式1株につき100株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2．新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使の時点においても、当社の取締役、監査役または従業員でなくてはならない。その他の条件については、株主総会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結した「新株予約権付与契約書」および「新株予約権割当契約書」に定めてあります。

3．対象勤務期間の定めはありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成23年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、平成22年8月26日付株式分割（株式1株につき100株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	51,400	36,000	42,200
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	51,400	36,000	42,200
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	59,000	13,800	40,200
付与	-	-	-
失効	1,000	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	58,000	13,800	40,200
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

	第8回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	130,400	77,500	25,000
付与	-	-	-
失効	7,800	2,000	-
権利確定	-	-	-
未確定残	122,600	75,500	25,000
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

単価情報

	第1回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,500	1,500	2,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	2,000	2,000	2,000
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第8回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	2,000	1,100	1,100
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

(注) 平成22年8月26日付株式分割(株式1株につき100株)による調整後の1株当たりの金額を記載しております。

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社が未公開企業であるため公正な評価単価を本源的価値により算定しております。なお、単位当たりの本源的価値を算出する基礎となった算定時点における自社の株式の評価方法は、ディスカウントキャッシュフロー法(DCF法)等により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)																																								
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">884千円</td></tr> <tr><td>未払賞与</td><td style="text-align: right;">1,221千円</td></tr> <tr><td>減価償却限度超過</td><td style="text-align: right;">23千円</td></tr> <tr><td>一括償却資産限度超過</td><td style="text-align: right;">1,008千円</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">715,383千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">718,520千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">718,520千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">-千円</td></tr> </table>	未払事業税	884千円	未払賞与	1,221千円	減価償却限度超過	23千円	一括償却資産限度超過	1,008千円	繰越欠損金	715,383千円	繰延税金資産小計	718,520千円	評価性引当額	718,520千円	繰延税金資産合計	-千円	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">1,294千円</td></tr> <tr><td>未払賞与</td><td style="text-align: right;">4,090千円</td></tr> <tr><td>未払社会保険料</td><td style="text-align: right;">1,265千円</td></tr> <tr><td>一括償却資産限度超過</td><td style="text-align: right;">588千円</td></tr> <tr><td>資産除去債務</td><td style="text-align: right;">3,234千円</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">560,394千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">570,867千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">386,381千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">184,486千円</td></tr> </table> (繰延税金負債) <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>資産除去費用</td><td style="text-align: right;">959千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">959千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">183,526千円</td></tr> </table>	未払事業税	1,294千円	未払賞与	4,090千円	未払社会保険料	1,265千円	一括償却資産限度超過	588千円	資産除去債務	3,234千円	繰越欠損金	560,394千円	繰延税金資産小計	570,867千円	評価性引当額	386,381千円	繰延税金資産合計	184,486千円	資産除去費用	959千円	繰延税金負債合計	959千円	繰延税金資産の純額	183,526千円
未払事業税	884千円																																								
未払賞与	1,221千円																																								
減価償却限度超過	23千円																																								
一括償却資産限度超過	1,008千円																																								
繰越欠損金	715,383千円																																								
繰延税金資産小計	718,520千円																																								
評価性引当額	718,520千円																																								
繰延税金資産合計	-千円																																								
未払事業税	1,294千円																																								
未払賞与	4,090千円																																								
未払社会保険料	1,265千円																																								
一括償却資産限度超過	588千円																																								
資産除去債務	3,234千円																																								
繰越欠損金	560,394千円																																								
繰延税金資産小計	570,867千円																																								
評価性引当額	386,381千円																																								
繰延税金資産合計	184,486千円																																								
資産除去費用	959千円																																								
繰延税金負債合計	959千円																																								
繰延税金資産の純額	183,526千円																																								
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に参入 されない項目</td><td style="text-align: right;">0.2%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">0.5%</td></tr> <tr><td>役員賞与</td><td style="text-align: right;">2.4%</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">43.3%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税 等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">0.5%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		交際費等永久に損金に参入 されない項目	0.2%	住民税均等割	0.5%	役員賞与	2.4%	評価性引当額	43.3%	税効果会計適用後の法人税 等の負担率	0.5%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に参入 されない項目</td><td style="text-align: right;">0.1%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">0.3%</td></tr> <tr><td>役員賞与</td><td style="text-align: right;">7.2%</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">107.3%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税 等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">59.0%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		交際費等永久に損金に参入 されない項目	0.1%	住民税均等割	0.3%	役員賞与	7.2%	評価性引当額	107.3%	税効果会計適用後の法人税 等の負担率	59.0%												
法定実効税率	40.7%																																								
(調整)																																									
交際費等永久に損金に参入 されない項目	0.2%																																								
住民税均等割	0.5%																																								
役員賞与	2.4%																																								
評価性引当額	43.3%																																								
税効果会計適用後の法人税 等の負担率	0.5%																																								
法定実効税率	40.7%																																								
(調整)																																									
交際費等永久に損金に参入 されない項目	0.1%																																								
住民税均等割	0.3%																																								
役員賞与	7.2%																																								
評価性引当額	107.3%																																								
税効果会計適用後の法人税 等の負担率	59.0%																																								

(持分法損益等)

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(資産除去債務関係)

当事業年度末(平成23年3月31日)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は2.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高(注)	7,793 千円
時の経過による調整額	155千円
期末残高	7,948千円

(注) 当事業年度より「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる期首時点における残高であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

当社の事業は、IPコア等の開発・製造・販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	IPコアライセンス事業	LSI製品事業	その他の事業	合計
外部顧客への売上高	911,576	68,773	33,645	1,013,995

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	売上高	関連する事業名
シャープ株式会社	596,890千円	IPコアライセンス事業
任天堂株式会社	250,000千円	IPコアライセンス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

【関連当事者情報】

前事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)
1株当たり純資産額 868,272.97円	1株当たり純資産額 777.47円
1株当たり当期純利益金額 15,453.43円	1株当たり当期純利益金額 250.26円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社の株式は非上場のため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社の株式は非上場のため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。 当社は、平成22年 8月26日付で株式 1株につき100株の株式分割を行っております。 なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。 1株当たり純資産額 8,682.73円 1株当たり当期純利益金額 154.53円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社の株式は非上場のため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成22年 3月 31日)	当事業年度 (平成23年 3月 31日)
純資産の部の合計額 (千円)	1,041,341	1,533,321
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	3,646,160	-
(うち優先株式払込金額) (千円)	(2,815,600)	(-)
(うち優先株式に係る累積未払配当金) (千円)	(830,560)	(-)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	2,604,818	1,533,321
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	3,000	1,972,200

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
当期純利益 (千円)	187,140	491,980
普通株主に帰属しない金額 (千円)	140,780	-
(うち優先配当額) (千円)	(140,780)	(-)
普通株式に係る当期純利益 (千円)	46,360	491,980
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,000	1,965,907
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 新株の発行および自己株式の取得

当社は、平成22年7月26日に、各種株主から、A種優先株式(取得請求権付株式)2,500株、B種優先株式(取得請求権付株式)4,784株、C種優先株式(取得請求権付株式)6,740株、およびD種優先株式(取得請求権付株式)2,500株の全部について、取得請求権の行使を受けたことにより、会社法の規定に基づき当該株式を自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。

普通株式の発行に関する事項の概要は、次のとおりであります。

(1) 発行する株式の種類および対価

A種優先株式2,500株に対して、普通株式2,500株

B種優先株式4,784株に対して、普通株式4,829株

C種優先株式6,740株に対して、普通株式6,851株

D種優先株式2,500株に対して、普通株式2,542株

(2) 発行日

平成22年7月26日

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該新株の発行が前期首に行われたと仮定した場合における第7期および第8期の1株当たり情報は以下のとおりであります。

第7期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		第8期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
1株当たり 純資産額	433.12円	1株当たり 純資産額	528.01円
1株当たり 当期純利益金額	68.45円	1株当たり 当期純利益金額	94.89円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社の株式は非上場のため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社の株式は非上場のため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。	

なお、下記「2. 自己株式の消却」「3. 株式の分割」による影響を考慮して算出しております。

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		第7期 (平成21年3月31日)	第8期 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額	(千円)	854,200	1,041,341
純資産の部の合計額から控除する金額	(千円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額	(千円)	854,200	1,041,341
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	(株)	1,972,200	1,972,200

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		第7期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第8期 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
当期純利益	(千円)	134,989	187,140
普通株式に帰属しない金額	(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益	(千円)	134,989	187,140
普通株式の期中平均株式数	(株)	1,972,200	1,972,200

2. 自己株式の消却

当社は、上記「1. 新株の発行および自己株式の取得」のとおり、優先株式の取得請求権の行使を受けたことにより、会社法の規定に基づき当該株式を自己株式として取得するとともに、平成22年7月29日開催の取締役会において、当該取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式およびD種優先株式のすべてを消却することを決議し、同日に消却手続きが完了いたしました。

自己株式の消却に関する事項の概要は、次のとおりであります。

- (1) 消却する株式の種類 A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式
- (2) 消却する株式の総数 A種優先株式 2,500株
B種優先株式 4,784株
C種優先株式 6,740株
D種優先株式 2,500株
- (3) 消却日 平成22年7月29日

3. 株式の分割

平成22年7月29日開催の取締役会決議および平成22年8月26日開催の臨時株主総会決議に基づき、次のように株式分割による新株式を発行しております。

- (1) 株式分割の目的
当社株式の流動性を高めるとともに、投資家層の拡充をはかるため。
- (2) 株式分割の導入時期および株式分割の割合
平成22年8月26日付をもって同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を1株につき100株の割合をもって分割する。
- (3) 分割により増加する株式数
普通株式 1,952,478株
- (4) 上記株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成22年8月27日付をもって定款第6条を変更し、発行可能株式総数を6,860,000株増加させ、7,000,000株とする。

4. 重要な契約

当社は、富士通セミコンダクター株式会社と当社のグラフィックス I P コアの使用許諾契約を締結しております。

(1) 契約の相手会社の名称

富士通セミコンダクター株式会社

(2) 契約締結日

平成22年7月13日

(3) 契約期間

平成22年7月13日より3年間

期間満了の1年前までにいずれからも申し出のない限り1年間延長、以降も同様

(4) 契約の内容

S o C 向けの当社 I P コアの使用許諾

(5) 損益に与える影響

契約締結時において、損益に与える影響はありません。当社は今後富士通セミコンダクター株式会社の顧客から使用許諾料（契約一時金および製品出荷数に応じたランニングロイヤリティ）を収受する予定です。

当事業年度（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

1. 公募増資

当社株式は、平成23年 5月20日付で株式会社東京証券取引所から上場承認を得て平成23年 6月23日に東京証券取引所マザーズに上場いたしました。当社は上場にあたり平成23年 5月20日及び平成23年 6月 3日開催の取締役会において、下記のとおり募集新株式の発行を決議し、平成23年 6月22日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は681,200千円、発行済株式総数は2,272,200株となっております。

募集方法 : 一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行する株式の種類及び数 : 普通株式 300,000株

発行価格 : 1株につき 2,400円

一般募集はこの価格にて行いました。

引受価額 : 1株につき 2,208円

この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。

なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

払込金額 : 1株につき 1,785円

この金額は会社法上の払込金額であり、平成23年 6月 3日開催の取締役会において決定された金額であります。

資本組入額 : 1株につき 1,104円

発行価額の総額 : 535,500千円

資本組入額の総額 : 331,200千円

払込金額の総額 : 662,400千円

払込期日 : 平成23年 6月22日

資金の使途 : 開発費

2. 第三者割当増資

平成23年 5月20日及び平成23年 6月 3日開催の取締役会において、野村證券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出し（当社株主から借入れる当社普通株式112,500株（以下「貸借株式」の売出し）に関連して、同社を割当先とする第三者割当による新株式発行を決議いたしました。その概要は次のとおりであります。

発行新株式数 : 普通株式 112,500株

割当価格 : 1株につき 2,208円

発行価額 : 1株につき 1,785円

資本組入額 : 1株につき 1,104円

払込金額の総額 : 248,400千円（上限）

払込期日 : 平成23年 7月22日

割当先 : 野村證券株式会社

資金の使途 : 開発費

その他 : 野村證券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数(112,500株)からシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申し込みが行われず、その結果、失権により第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	15,693	7,059	-	22,752	17,187	5,370	5,564
工具、器具及び備品	73,920	6,527	2,105	78,342	66,279	8,903	12,063
有形固定資産計	89,613	13,586	2,105	101,094	83,466	14,273	17,628
無形固定資産							
特許権	-	-	-	231	205	2,509	26
ソフトウェア	-	-	-	6,030	1,771	1,328	4,258
その他	-	-	-	25	-	-	25
無形固定資産計	-	-	-	6,287	1,976	3,837	4,311

(注) 1. 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	増加額	資産除去債務会計基準 の適用に伴う増加額	7,059 千円
工具、器具及び備品	増加額	研究開発設備	6,527 千円
	減少額	研究開発設備	2,105 千円

2. 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	141
預金	
普通預金	126,020
定期預金	800,000
小計	926,020
合計	926,161

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
シャープ株式会社	417,840
ソニー株式会社	33,600
オリンパスイメージング株式会社	26,670
株式会社ブルーム・テクノ	945
その他	165
合計	479,220

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A) + (D)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	2 (B) 365
220,157	1,064,510	805,446	479,220	62.70	120

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．繰延税金資産

繰延税金資産は、184,486千円であり、その内容については、「第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表注記事項(税効果会計関係)」に記載しております。

流動負債

イ．未払金

相手先	金額(千円)
役員報酬・給与手当	65,050
社会保険料	6,072
外注加工費	6,037
経費等	5,806
合計	82,966

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報

	第1四半期 自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	第2四半期 自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	第3四半期 自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	第4四半期 自平成23年1月1日 至平成23年3月31日
売上高(千円)	-	-	219,678	619,084
税引前四半期純利益金額 (千円)	-	-	79,871	404,780
四半期純利益金額(千円)	-	-	79,682	589,076
1株当たり四半期純利益金額 (円)	-	-	40.40	298.69

- (注) 1. 当社は、平成23年6月23日付で東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、当事業年度の四半期報告書は提出していません。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期会計期間及び当第3四半期累計期間の四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年4月1日から3ヵ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料(注1)
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.dmprof.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された平成23年6月23日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されました。
2. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類
平成23年5月20日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書
平成23年6月6日及び平成23年6月14日関東財務局長に提出。
平成23年5月20日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (3) 臨時報告書
平成23年6月23日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成23年5月10日

株式会社 デジタルメディアプロフェッショナル
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 石井 一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上倉 要介
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デジタルメディアプロフェッショナルの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デジタルメディアプロフェッショナルの平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月29日

株式会社 デジタルメディアプロフェッショナル
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 石井 一郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上倉 要介
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デジタルメディアプロフェッショナルの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デジタルメディアプロフェッショナルの平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年5月20日及び平成23年6月3日開催の取締役会において一般募集による新株式の発行を決議し、平成23年6月22日に払込が完了している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年5月20日及び平成23年6月3日開催の取締役会において第三者割当増資による新株式の発行を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。